HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 建久御家人交名ノート |
| Author(s) | 三田, 武繁 |
| Citation | 北海道大学文学研究科紀要, 120, 右131-右184 |
| Issue Date | 2006-11-24 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/16884 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | CulturalScience120-r5.pdf |

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 建久御家人交名ノート

三田武繁

## はじめに

鎌倉幕府は武力行使の主体たる武士の一部を御家人として組織した。その際の契機として最も一般的であると思われるのは、一一八〇年代の内乱に源頼朝（もしくはその部将）の麾下に加わったことであろう。ただ、西国においてはいささか事情が異なるようである。この点に関して、田中稔氏は、建久三（一一九二）年以降の建久年間に畿内近国や九州諸国で進められた御家人交名の作成がこの地域における御家人化の主要な契機であるとする理解から、西国における御家人制の確立は建久三年以降の建久年間のことと断じておられる。[1] 御家人交名の作成は御家人の範囲の確定を意味するから、この事業の実施を西国における御家人制確立のメルクマールとみる田中氏の所説は十分な説得力をもつ。それゆえ氏の所説は研究者に広く受け入れられるところとなっているのだが、これまでの研究で唯一不満が

あるとすれば、御家人交名への記載の基準について、積極的な議論がおこなわれていないことである。

御家人の範囲が御家人交名の作成以前に確定しているのであれば、右の問題をあらためて論ずる必要はないのかもしれない。しかし、その場合でも、御家人であるか否かを確定する基準は何か、という問題が残る。結局のところ、鎌倉幕府の成立から間もないこの時期の西国において、御家人と非御家人とを分かつ基準とされたのは何か、という問題を考えた場合、御家人交名への記載の基準について、一定の理解をうる必要があるように思う。

そこで本稿では、以上の問題関心から、現存する御家人交名の作成の経緯や交名それ自体の検討をおこなうことにする。ただし、建久年間における御家人交名の作成については、現在までに、丹波国、若狭国、但馬国、大隅国、和泉国の五ヵ国でこれがおこなわれたことが確認されているに過ぎず[2]、このうち丹波国と和泉国については、後年の史料からその存在が確認されるだけで、それぞれが作成されるに至った事情を明らかにすることはできない[3]。したがって、本稿が検討対象とするのは、ほぼ完全な形で現在に伝えられた若狭・大隅二ヵ国の交名と、一部が抄出された形で伝えられた但馬国の交名ということになる。なお、現在のところ、この三点の交名は同一の範疇に属する文書として理解されているように思う。換言すれば、一括して御家人交名と理解されているのであるが、詳細にみると、差出書や交名の名称などに違いが認められる。そうした相違点にも留意しながら、以下、但馬国、若狭国、大隅国の順に検討を加えていこう。

## 第一節　但馬国当役御家人交名

上述の如く、現存する但馬国の御家人交名は抄出されたものに過ぎないが、興味深い内容を含んでいる。

史料A（建久八〈一一九七〉年七月日但馬国当役御家人交名注文案）[4]

但馬国当役御家人交名

出石郡

雀岐新大夫助景

右、当役御家人交名、大略注進如件。

建久八年七月　日　　守護所源親長

自余略之。

まず、作成者自身が用いたこの交名の呼称に注目したい。「当役御家人交名」なる呼称の「当役」は、『沙汰未練書』[5]の「一　非御家人トハ　其身雖為侍、不知行当役勤仕之地人事也」の「当役」と同じく、京都大番役をはじめとする御家人役を意味するとみて間違いあるまい。となると、この交名は、「当役」を賦課された御家人、もしくはその賦課に応じて「当役」を勤仕した御家人の名を列挙した交名である、と推定できる。

次に、差出書に目を向けよう。この交名に署名しているのは、但馬国の守護であることが他の史料からも確認される源（安達）親長である。[6]とすれば、「但馬国当役御家人交名」の「注進」先は幕府とみるべきであろう。

ところで、若狭国や大隅国の交名の差出書に国衙在庁が連署していることから御家人交名の作成に国衙在庁が関わったことを強調される石井進氏[7]は、「なかには守護安達親長の名によって注進されている但馬国のような例もあるが、この場合でも実質上は在庁の関与を想定せざるをえない[8]」、と述べられている。石井氏の想定そのものを否定するつもりはないが、守護が署名している事実を積極的に評価すべきではないだろうか。それというのも、文治三（一一八七）年九月十三日関東御教書[9]（後掲史料C）で摂津国の「国中庄公下司押領使」に「可被宛催　内裏守護以下関東御役」と指示された「三条左衛門尉」がこの国の守護と推定されることや[10]、建久三（一一九二）年に美濃国でおこなわれた大番役賦課の責任者がこの国の守護大内惟義であること[11]などから明らかなように、頼朝時代の京都大番役の賦課は、後年同様、守護にその責任が負わされていたからである。「当役御家人交名」の意味が上述の如くであるとすれば、その作成責任者として署名するのは、国衙在庁よりもむしろ、守護の方が相応しいように思うが、如何であろうか。

なお、以下で検討を加える若狭国の交名や大隅国のそれと比較すると、該当する御家人の名前だけでなく、その本領と思しき地名まで記されていることが気になる。さして意味があることではないのかもしれないし、「出石郡」が後人の追記である可能性もあるが、念のために記しておくことにする。

結局のところ、史料Aから私が引き出しうる知見は以上にとどまり、肝心の作成目的やその用途を明らかにすることはできないが、京都大番役以下の御家人役との関係でこの交名が作成されていることを強調しておきたい。

## 第二節　若狭国源平両家祗候輩交名

本節で検討を加えるのは、「建久七年六月　日」の日付をもつ若狭国の交名である。

史料B（建久七〈一一九六〉年六月日若狭国源平両家祗候輩交名案）[12]

若狭国

注進　先々源平両家祗候輩交名事

青六郎兼長　　同七郎兼綱

同九郎盛時　　佐分四郎時家

木津平七則高　　薗部次郎久綱

和田次郎実員　　稲庭権守時定

（中略）

右、太（ママ）略注進如件。

建久七年六月　日

右大将家（源頼朝）御時、被指下御雑色足立新三郎清恒之時注進状案。　散位柿下　在判

散位中原　在判

まずはじめに差出書に注目すると、既に石井進氏が指摘されたように、ここに連署した「散位柿下」と「散位中原」

の二人は国衙在庁である。[13] つまり、この交名は若狭国の在庁によって作成されているのである。ただし、この両名が交名中のいずれかの人物に該当するのか否か、判断がつきかねる。

次に、「先々源平両家祗候輩交名」と名付けられたこの交名の「注進」先であるが、この点については概ね鎌倉の幕府であると考えられている。[14] その根拠は、後年付されたと思しき文書末尾の「右大将家御時、被指下御雑色足立新三郎清恒之時注進状案」なる注記にあると思われるが、[15] それでは何故、但馬の場合のように守護の名で注進されなかったのであろうか。

おそらく、研究者の中には、右の問それ自体を愚問と見做される向きもあろう。それというのも、若狭国の守護に津々見（若狭）忠季が補任されたのは建久七年九月一日のことであり、史料Bが作成された同年六月の時点ではこの国には守護が置かれていない、とする学説が存在するからである。[16] ただし、この学説の論拠とされるのは、『若狭国守護職次第』[17] の

津々見右衛門次郎忠季守護領当保一円知行之。建久七年九月一日守護本下司稲庭権守時定跡拝領之。

なる一節や、『若狭国税所今富名領主代々次第』[18] の

一、稲庭権守時定。建仁二年二月八日西津にて死去、云々。

建久七年八月に得替。鎌倉右大将頼朝御勘気によりて、所領ともに悉くにめされて、西津庄ばかりかつみやうところに給る。よのところの所領はみな次郎兵衛尉忠季よりともの御めのと子と云也。拝領。今富公文阿弥陀坊自建久七年九月一日建仁三年八月三日まで知行之。

といった記述であるが、以上から知りうることは、忠季が若狭国の有力在庁であった稲庭時定の所領を拝領した時日であって、守護に補任された時日ではない。[19] その一方、「件大番役事、若狭次郎兵衛忠季建久六年任補当国守護之以降、

年記(マヽ)七十五年之間、不勤仕其役」、と記す文永六（一二六九）年五月二十八日若狭太良荘雑掌申文案[20]のように、交名作成の前年にあたる建久六（一一九五）年に忠季が守護に補任されたとする証言もあり[21]、これに依拠して忠季の守護就任を建久六年のこととしても、時定の所領拝領に関する如上の『若狭国守護職次第』や『若狭国税所今富名領主代々次第』の記述と矛盾は来さないように思う。にもかかわらず、建久六年説を説く見解を目にする機会が殆どない[22]のは、おそらく、忠季以前に守護の役割を担っていたのは稲庭時定であり、忠季の守護就任はその時定の没落後のことでなければならない、というような先入観ゆえではないだろうか。実際のところ、没落以前の時定が在庁中卓越した位置にあったのは先学[23]が指摘される通りであると思うが、ここで関心を寄せている「先々源平両家祗候輩交名」においては、その人名表記のありかたから時定の卓越性を読みとることは難しい。もっとも、この交名はそれぞれの本領の所在する郡毎に大飯郡、遠敷郡、三方郡の順に記載されているとする田中稔氏の想定[24]が正しいとすれば、全体の中では八番目に「稲庭権守時定」と記載されている時定も、遠敷郡グループの中では最初に記載されていることになるし、「注進」先として想定される幕府のような高次の政治権力の前では在庁間の序列などはほとんど意味を持たない、といってしまえばそれまでであるが、あまりに機械的な記載のありかたは作成者がそうした序列の中に身を置く在庁であるだけに気になるところである。

気になるといえば、もう一点、稲庭時定が頼朝の勘気を蒙ったのは何時のことなのであろうか[25]。通説では、建久七年六月の交名作成の時点では時定の地位は安泰であり、それ以後津々見忠季が時定の所領を拝領するまでの僅か三ヵ月足らずの間に時定が没落したと理解されているが[26]、下限はともかくとしても、史料Bに時定の名が記されていることをもって時定の安泰の証拠とみることはできるのであろうか。

如上の通説的理解の前提には、「先々源平両家祗候輩交名」はその時点における御家人の交名である、という認識があると思われる。そこで、考えてみたいのはこの注文の呼称の意味である。後年この交名は「当国旧御家人交名」[27]や「若狭国御家人等交名注文建久七年六月日」[28]と表現されるのであるが、作成者自身はかくの如き呼称を用いていない。「先々源平両家祗候輩交名」と名付けているのである。先にも触れた後年の注記から、この交名が幕府の指示に基づいて作成されたのは確実と思われるが、であるとすれば、この呼称は幕府の指示に基づいたものである可能性もある。その点からしても「先々源平両家祗候輩交名」なる呼称の意味を考える必要があろう。

このうち「源平両家祗候輩」の部分については、五味文彦氏が以下のような理解を示されている。

その意味する所は平家に祗候し、続いて源家に祗候した輩、それが御家人であったのであり、先に指摘した御家人と大番制との一体的関係においてみるならば、平家に祗候して大番役を勤仕し、源家に祗候して大番役を勤仕する、こうした武士が御家人であったと言えよう。[29]

五味氏はまた次のようにも述べられている。

御家人交名は大番役賦課の帳簿となるものであり、それにわざわざ「源平両家祗候輩」とあえて記したのは、彼らが平氏時代に大番役を勤仕して平家に仕えていたことを意味するものであろう。[30]

実態に即していえば、鎌倉幕府成立以前の京都大番役は平家の家人のみによって勤仕されていたわけではなかった。[31]それゆえ「平家に祗候」するといっても（あるいは「平家に仕える」といっても）、現実には、職務上平家の指揮に従うに過ぎない場合もあると思われるが、右の五味氏の理解は基本的にはこれにしたがうべきであると思う。

ただ私がここで目を向けたいのは、五味氏が関心を寄せられた部分ではない。その前に付された「先々」なる語で

ある。平家に祗候していたことのみを踏まえてこの語が用いられた可能性もないではないが、素直に読めば、過去を意味するこの語は「源平両家祗候輩」にかかっている。つまり、作成者が「先々源平両家祗候輩交名」と呼称するこの交名は、作成時における御家人交名ではない。この呼称に忠実であろうとすれば、建久七年六月以前のある時点までに「源平両家」に祗候した経験を持つ輩の交名と解せざるをえないのである。さすれば、この交名に「稲庭権守時定」と記されていることをもって、その作成時に時定の地位が安泰であったとみることはできない。「先々」とある以上、建久七年六月の時点で既に鎌倉に召喚され、頼朝の勘気を蒙っていたと考えることもできるのである。というよりもむしろ、そのように考えた方が、何故幕府が「先々源平両家祗候輩交名」を在庁に作成させたのか、その理由が説明しやすくなると思う。

有力在庁の稲庭時定の没落は、その真相こそ不明であるが、結果的に若狭国内の権力構造の激変を招いたことは確実であろう。かかる状況の中で幕府にとっての課題は、若狭国において「諸国守護」体制を再構築することであったと思われる。[32] もちろん大規模な武力の動員を必要とする危機があったわけではない。当面必要なことは京都大番役の賦課・勤仕体制の再構築である。そこで幕府は、雑色足立清恒を派遣し、右の目的のため、在庁をして「先々源平両家祗候輩交名」を作成させたのではないだろうか。時定の没落後に幕府の要求で作成されたとすれば、記載のありかたが機械的になるのも当然といえよう。その際、「源平両家祗候」を条件としたのは、五味氏が説かれるように大番役勤仕の経験を重視したためとも思われるが、その職務遂行の上では武力行使の主体であることが必要とされたからなのであろう。

こうして作成された「先々源平両家祗候輩交名」は、当然のことながら、幕府に注進された後、幕府内部にしまい

込まれたわけではなかろう。作成の前年に守護に補任されていた津々見忠季もしくはその配下の実務担当者の手許にも置かれ、これ以後、大番役を賦課する際の基礎資料として利用されたものと思われる。さすれば、忠季が交名自体の作成に関与した形跡が認められないのもむしろ当然といえよう。さらにいえば、御家人と認定された武士の交名を御家人交名というのであれば、その用途が如上の点にあると考えられる「先々源平両家祗候輩交名」は本来的な意味での御家人交名ではない。その基本的な性格は御家人交名を作成するための基礎資料たる点にあるというべきであろう。この点において、先にみた「但馬国当役御家人交名」とこの「先々源平両家祗候輩交名」は性格を異にする。ただし、先に紹介したこの交名の後年の呼称や次に引用する史料からもうかがい知ることができるように、結果的にはこの交名も御家人交名と見做されることになる。

（端裏書略）

若狭国御家人謹言上

欲早任関東御教書并度々六波羅殿御下知状、旧御家人跡就当知行、御公事可令勤仕之由、被仰下子細愁状。

（中略）

件元者、言上先度了。当国御家人等元卅余人也。而或依地頭之濫妨、被没官其跡、或依領家之押妨、被改易其跡之間、卅余人之御家人、同十六七人跡皆以被没収了。僅所残十四人也。爰課役出来時者、所残御家人被懸十四人之間、難安堵者也。（後略）[33]

右は寛元三（一二四五）年六月に若狭国の御家人が作成した申状の一節である。これによれば、この半世紀の間に、交名に記された「卅余人」の所領のうち、地頭による「没官」や領家による「改易」の結果、「十六七人跡」が没収さ

れてしまい、大番役等の課役は、残る十四人で負担している。そこで過重な負担に苦しむ十四人は、「旧御家人跡」の当知行者に「御公事」の勤仕を命ずる仰せを下すよう幕府に求めているのである。つまり、この時点に至るまで、幕府は「先々源平両家祗候輩交名」に記載された「御家人」跡の知行者を御家人役の賦課対象とし、御家人たちもそう認識していた、ということなのである。

以上、本節では建久七年六月に幕府の指示に基づいて若狭国の在庁が作成した「先々源平両家祗候輩交名」に検討を加えた。稲庭時定の没落時期についてはともかくとして、この交名の基本的な性格が京都大番役を賦課するための基礎資料たる点にあることは間違いないように思う。そこで想起されるのが、以下に引用する史料である。

史料C（文治三〈一一八七〉年九月十三日関東御教書[34]）

摂津国為平家追討跡、无安堵之輩、云々。惣諸国在庁庄園下司惣押領使可為御進退之由、被下　宣旨畢者、縦領主雖為権門、於庄公下職等国在庁者、一向可為御進退候也。速就在庁官人、被召国中庄公下司押領使之注文、可被宛催　内裏守護以下関東御役。但在庁者、公家奉公无隙、云々。可被止文書調進外之役候。兼又以河辺船人、名御家人時、定面々成給下知状、云々。事若実者不可然。速可被停止。抑御室御領預所称数輩之寺官、宛催御家人役之由、有御訴訟。所詮三人寺官之外、可止他人妨之由、被申御返事。可相存其旨。依仰執達如件。

文治三年九月十三日　　平（平盛時）

前半部では、摂津国の在庁官人に命じて「国中庄公下司押領使之注文」を提出させ、それに基づいて「内裏守護以下関東御役」を賦課するよう指示がなされているが、若狭国の「先々源平両家祗候輩交名」に関する如上の私見が首肯しうるものであるとすれば、その基本的な性格は摂津国の「国中庄公下司押領使之注文」のそれと変わるところが

ない。建久七年（もしくはそれ以降）に若狭国でおこなわれる京都大番役以下の御家人役の賦課方式は、文治三年に摂津国で採られたそれを踏襲しているのである。さらにいえば、「先々源平両家祗候輩交名」は若狭国における御家人制確立の成果ではない。大番役賦課の前提となる「先々源平両家祗候輩交名」の作成によってこの国の御家人制はその基礎を築くことができたのである。

## 第三節　大隅国御家人交名

### 第一項　建久末年の大隅・薩摩統治政策

本節で検討を加える大隅国の御家人の交名は以下の如きものである。

史料D（建久九〈一一九八〉年三月十二日大隅国御家人交名[35]）

大隅国注進御家人交名等事

国方

税所篤用　　田所宗房

（中略）

宮方

政所守平　　長大夫清道

（中略）

右、件御家人、為上覧、各交名大略注進如件。

建久九年三月十二日

諸司検校大中臣時房

田所検校建部宗房

税所検校藤原篤用

さしあたり右の文面から作成の事情に関して確認しうることとして、第一に、大隅国の在庁三名が作成者であるということ、第二に、注進の主体は大隅国の国衙であるということ（「大隅国注進御家人交名等事」）、第三に、鎌倉幕府の首長たる源頼朝の「上覧」に供するために作成・注進されたこと（「件御家人、為上覧、各交名大略注進如件」）、の三点を挙げることができるが、守護の関与を窺わせる直接的な記述はない。

ところで、当該期の大隅国の守護に関して誰しもが想起するのは、右の「御家人交名」の作成から遡ること三ヵ月ほど前の建久八（一一九七）年十二月三日の日付を有した次の史料であろう。

史料E（建久八年十二月三日前右大将家政所下文）[36]

前右大将家政所下　左兵衛尉惟宗忠久

可早為大隅薩摩両国家人奉行人致沙汰条条事

一　可令催勤内裏大番事

右、催彼国家人等可令勤仕矣。

一　可令停止売買人事

右、件条、可禁遏之由、宣下稠畳。而辺境之輩、違犯之由有其聞。早可停止。若有違背之輩者、可処重科矣。

一　可令停止殺害已下狼藉事

右、殺害狼藉禁制殊甚。宜守護国中可令停止矣。

以前条々、所仰如件。抑忠久寄事於左右、不可冤凌無咎之輩。而又家人等誇優恕之余、不可対捍奉行人之下知。惣不慮之事出来之時、各可致勤節矣。以下。

建久八年十二月三日　　案主清原

令大蔵丞藤原（頼平）（花押）　　知家事中原

別当前因幡守中原（広元）朝臣

散位藤原（行政）朝臣（花押）

宛所の「左兵衛尉惟宗忠久」、すなわち島津忠久は建仁三（一二〇三）年九月四日に大隅・薩摩・日向の三ヵ国の守護職を没収されている。[37] 言葉を換えれば、忠久はその日までこの三ヵ国の守護の職にあったのであるが、それぞれの守護に補任された時日を直接的な表現で示した確実な史料は現在には伝えられていない。そうした制約の中で、この前右大将家政所下文は「大隅薩摩両国」についての実質的な守護補任状であり、そこに記載されていない日向国の守護補任は建久八年十二月以降のことである、とする理解[38]が通説として定着しているように思える。ところが、建久七（一一九六）年正月二十八日に兵庫頭に任じられた中原（大江）広元の官途[39]が「前因幡守」と記されていることを主たる論拠として、湯田環氏や黒川高明氏は史料Eが偽文書である可能性を指摘されている。[40] ただ、「当時の正文としては疑問を挟む」（傍点引用者）という湯田氏の判断[41]や黒川氏の「筆跡、内容・文言について、現在、疑問視するような個

所は見当たらないように思っている」という発言[42]をみるかぎり、両氏ともに、「大隅薩摩両国家人奉行人」たる忠久がなすべき職務内容を指示した当該文書の内容の否定、もしくは忠久に対する指示の事実の否定にまで踏み込んでいるわけではないように思える。両氏の慎重な姿勢は、おそらく、右の下文の日付から程なく忠久がその一条めに記された「可令催勤内裏大番事」を実行に移していることによるのではないだろうか。

史料F（建久八年十二月二十四日内裏大番役支配注文[43]）

内裏大番之事、任被仰下旨可令参勤人。(人脱カ)

川辺平二郎　　別府五郎　　鹿児島郡司

（中略）

右、各守注文之旨、明春三月中令参上、可令見知役所給也。且鎌倉殿仰旨如此。早可被存其旨之状如件。

建久八年十二月廿四日　　左衛門(マヽ)尉　在判

薩摩国地頭家人(御脱カ)御中

「建久八年十二月廿四日」という日付から明らかなように、先に掲げた前右大将家政所下文（史料E）に記された日付から一ヵ月足らずの間に島津忠久は薩摩国の大番役の賦課対象者の注文を作成しているのである。このことからみて、史料Eの本文の内容には信を置くことが許されるように思う。

さて、こうした忠久の迅速な行動から推測するに、御家人の組織化を前提とする大番役の賦課・勤仕体制の構築こそが幕府が「家人奉行人」としての彼に求めた第一義的な役割であるとみてよいだろう。前右大将家政所下文が忠久

の地位を「家人奉行人」と表現し、さらにその一条めに「可令催勤内裏大番事」を掲げることにはそれなりの意味があるのである。そう考えると、史料F中の「鎌倉殿仰」は十二月三日政所下文を指す、とみられなくもない。

ただ、ここでの大番役の賦課は、全くの手探りの状態の中でおこなわれたわけではない。遡れば、文治元（一一八五）年の壇ノ浦合戦の後に幕府は和田義盛に「西国御家人交名」の注進を命じているし[44]、忠久自身も文治五（一一八九）年に島津庄地頭として同庄の「庄官之中、足武器之輩」[45]を奥州征討に動員した経験を持つが、より重視すべきは、この大番役賦課の半年ほど前に作成された薩摩国図田帳[46]であろう。

周知の如く、「建久八年六月　日」の日付をもつ図田帳として、薩摩以外に大隅のもの[47]と日向のもの[48]がほぼ完全な形で現存しており、この三ヵ国以外の九州諸国でも建久八年、もしくは建久年間に図田帳が作成されたことが確認されている[49]。このうち、大隅国図田帳の末尾にはこの国の国衙の官人十六名が連署した次の申状が付されている。

史料G（建久八年閏七月日大隅国官人等連署申状写[50]）

右、今年去五月廿二日守護所牒六月二日到来偁、欲任　鎌倉殿御教書旨在庁参上、注進当国内郡郷図田并寺社庄薗田数、同本家・領家・領所（預カ）及地頭・政所弁済使交名事。牒、今年四月十五日御教書到来偁、九州之内一国令（マヽ）其国案内候在庁仁仰付、惣田庄公可令注進給也。其国幾土、其内庄分・公領分各幾許、可被注進也。且又次第郡立候庄公、可令分注載給也。其上庄者本家・領所（預カ）・地頭、公領者地頭某可令注進給也。地頭者自是補任之所、国無隠知歟。且是（自カ）不補給之地頭其（某カ）可被注候也。管国之方地頭某、又政所弁済使何候歟計、懸紙各神妙、可注給候也。自是地頭補任、不令補給之所知食、又誰人何出来時分、明為知食也。仰旨如此。仍執達如件者、当国内云郡郷田数、云庄薗田数、并本家・領家・預所及地頭・政所弁済使等交名、任御教書旨、在庁参上令差別（到着カ）、子細具可破損也。事急

速之御下知也。更不可在延怠(朽損)如件。以牒之者、任御牒之状、注進言上如件。

建久八年潤七(六)月　日（署名以下略）

図田帳の作成に関してこの申状から知りうることの一つめは、その経緯である。すでに石井進氏が指摘されたことではあるが、九州諸国における建久八年の図田帳の作成はこの年四月十五日付の「鎌倉殿御教書」とそれを施行した五月二十二日付の「守護所牒」によっておこなわれたのである。[51] 二つめにわかることは、その際の幕府の具体的な指示内容である。幕府は、国内の事情に詳しい在庁をして図田帳を作成させるよう求めているのであるが、荘園や公領の田数とともに、荘園領主や預所、地頭、政所弁済使等の交名を記載されるべき必要事項として指定し、個々の荘園・公領の現地の責任者である地頭については、幕府補任の地頭であるか否かについての情報も求めている。[52]

かくの如くに示唆に富んだ申状ではあるが、残念なことに、図田帳の具体的な用途についての記述はない。[53] ただ、幕府が求めた交名のうち、「地頭・政所弁済使」の交名からえられる情報は、文治三（一一八七）年九月十三日関東御教書（前掲史料C）の「国中庄公下司押領使之注文」からえられる情報と類似したものであることが予想される。であるとすれば、仮に記載様式に違いがあるとしても、ここで作成された図田帳は、「国中庄公下司押領使之注文」と同様に、「内裏守護以下関東御役」を賦課する際の基本資料として利用することが可能であったに違いない。

とはいうものの、念のため付言しておくと、次項で紹介する総計二十四名の大番役賦課対象者の中には、薩摩国図田帳に相当する人物を見出すことができない者もいる。また、当然といえば当然のことではあるが、図田帳に記載された「地頭・弁済使」全員が史料Fに記載されているわけではない。その中には御家人でありながら（建久三〈一一九二〉年六月二十日前右大将家政所下文の文言を借りれば「存家人儀輩」[54]）、このときの大番役の賦課対象からは除外

された者がいるかもしれない。結局のところ、二十四名の大番役賦課対象者が何を基準に選ばれたのか、その基準は現時点では不明としかいいようがない。[55]

さて、ここであらためて建久八年から九年にかけての鎌倉幕府の大隅・薩摩両国に対する統治政策を略年表風に整理しておこう。

建久八年四月十五日　九州諸国の図田帳の注進を命ずる「鎌倉殿御教書」発給。
五月二十二日　上記御教書を施行する「守護所牒」発給。
六月　薩摩・大隅・日向の諸国で国衙在庁による図田帳作成作業完了。
閏六月　大隅国衙官人、図田帳を注進ヵ（史料G）。
十二月三日　島津忠久宛に前右大将家政所下文発給（史料E）。
十二月二十四日　島津忠久、薩摩国御家人に京都大番役を賦課（史料F）。
建久九年三月十二日　大隅国の在庁、「御家人交名」を注進（史料D）。

図田帳の作成が指示されてから「御家人交名」の作成までほぼ一年である。当然のことながら、一連の諸政策の間には何らかの関連があることが予想されよう。その本格的な検討は他の機会に譲るとして、次に、薩摩国の大番役賦課対象者が列挙された史料Fと大隅国の御家人を列挙した史料Dとの相違点に注目してみよう。

### 第二項　内裏大番役支配注文と「御家人交名」の人名表記

ここではとくに史料Fと史料Dの人名表記の特徴について考えてみたい。

史料Fの内裏大番役支配注文には、以下の如く二十四名が列挙されている（a～xの記号は便宜的に付したものである）。

a　川辺平二郎　　b　別府五郎　　c　鹿児島郡司　　d　頴娃平太
e　伊佐平四郎　　f　薩摩太郎　　g　知覧郡司　　h　益山太郎
i　高城郡司　　j　在国司　　k　牟木太郎　　l　江田四郎
m　莫祢郡司　　n　山門郡司　　o　給黎郡司　　p　指宿五郎
q　南郷万楊房　　r　小野太郎　　s　市来郡司　　t　満家郡司
u　宮里八郎　　v　萩崎三郎　　w　伊集院郡司　　x　和泉太郎

一見したところ、表記のありかたに共通した特徴などないようにも思えるのであるが、それでは史料Dの大隅国の「御家人交名」はどうであろうか（ア～ムの記号も便宜的に付したものである）。

「国方」

ア　税所篤用　　イ　田所宗房　　ウ　曾野郡司篤守　　エ　小河郡司宗房
オ　加治木郡司吉平　　カ　帖佐郡司高助　　キ　執行清俊　　ク　東郷郡司時房
ケ　河俣新大夫篤頼　　コ　佐多新大夫高清　　サ　弥三郎大夫近延　　シ　祢寝郡司
ス　木房紀太郎良房　　セ　西郷酒大夫末能

「宮方」

ソ　政所守平　　タ　長大夫清道　　チ　源大夫利家　　ツ　修理所為宗

テ　権政所良清　　ト　栗野郡司守綱　　ナ　脇本三郎大夫正平　　ニ　太郎大夫清直
ヌ　六郎大夫高清　　ネ　矢太郎大夫種元　　ノ　執行大夫助平　　ハ　嶋四郎近延
ヒ　姶良平大夫良門　　フ　小平大夫高延　　ヘ　新大夫宗房　　ホ　弥次郎貫首友宗
マ　肥後房良西　　ミ　敷祢次郎延包　　ム　三郎大夫近直

こうして両者を比較すると、それぞれの特徴が明瞭になろう。すなわち、史料Dは、シの「祢寝郡司」以外、すべてに実名（諱）が付され、所職名＋実名または通称＋実名、という形式で記されているのである（ただしマは法名）。これに対し、史料Fで実名を記されたものは一例もない。すべて所職名もしくは通称のみで表記されているのである。

史料Fがかくの如くに簡略な表記方法をとる理由として、作成に要した時間が少なく、実名を確認するに至らなかった、と考える向きもあろう。もちろんその可能性も否定できないが、上述の如く、薩摩国ではこれ以前に図田帳が作成されており、二十四名の中にはその実名を図田帳に見出すことができる者もいる。[56] したがって、その理由を時間的な制約に求めることに説得力があるとは思えない。それよりもむしろ、大番役の賦課という実務を遂行するために作成されたこの文書の性格を重視すべきではないだろうか。こうした実務的な目的をもつ文書は、対象となる実務を円滑におこなうために必要な事項さえ記されていればその目的を果たすことができる。また、大番役の賦課対象者を特定し、大番役勤仕のために「明春三月中」に上洛するよう命じたこの文書の実質的な受領者はそこに記載された賦課対象者本人である。つまり、賦課対象者本人が自身のことであると認識できれば、必要以上に詳細に記さなくても当面の目的に適うのである。所職名もしくは通称のみの表記はそうした判断の結果であるように思う。

とはいえ、通称はともかくとしても、特定の任務の従事者を指定する文書において、所職名のみで対象者を表記す

ることには若干の違和感を覚える。さらにいえば、所職名のみで表記された十名（c、g、i、j、m、n、o、s、t、w）のうち、iの高城郡司とjの在国司を除く八名の実名は図田帳で確認できる。[57] 実名の省略はむしろ意図的であったとも思えるのである。推測するに、こうした表記のありかたは京都大番役の本来的な性格に由来するのではないだろうか。別の機会に確認したように、鎌倉幕府成立以前の京都大番役は公役として賦課・勤仕されていた。[58] とするならば、特定の属性を有した人身を賦課対象とするが如き表記方法よりも、所職を賦課対象とするような表記方法の方が大番役本来のありかたに即しているように思えるが、如何であろうか。[59]

これに対して、史料Dは頼朝が「上覧」することを前提に作成された「御家人交名」である。本来、主従の関係は個人と個人の間に形成されるパーソナルな関係であり、頼朝と御家人との関係もそうしたパーソナルな関係が理念とされたものと思う。であるとすれば、頼朝の目に触れる「御家人交名」に実名が記されるのもむしろ当然といえよう。パーソナリティーの原初的な標識としての実名が明示されることにより、主従関係の一方の当事者としての人格がもう一方の当事者に個別具体的に把握されることが期待されるからである。

### 第三項　大隅国図田帳と「御家人交名」

さて、大隅国図田帳の差出書に連署しているのは、「大判官代藤原」、「諸司検校散位大中臣」、「田所散位建部宿祢」、「税所散位藤原朝臣」、「目代源」、の五名である。このうち「大判官代藤原」と「目代源」を除く残りの三名は、それぞれ「御家人交名」（史料D）の差出書に名を連ねる「諸司検校大中臣時房」、「田所検校建部宗房」、「税所検校藤原篤用」[60]の三名と同一人物であると思われる。とすれば、「御家人交名」作成の際に利用された参考資料の一つとして図田帳を

想定することができよう。

この点を確かめるために、「御家人交名」に登場する三十三名と図田帳に記載された当知行者とを比較してみよう。まず、「御家人交名」の「国方」十四名のうち、図田帳にその名を載せていることを容易に確認しうるのは以下の十二名である。

ア　税所篤用（曾野郡国方重富三十三丁・重武三丁、桑東郡国方松永七丁、の各項に「税所藤原篤用所知」とある）。

イ　田所宗房（曾野郡国方弟子丸五丁、小河院国領廻村弟子丸五丁三段半、の各項に「田所建部宗房所知」とある）。

ウ　曾野郡司篤守[61]（曾野郡国方重枝廿丁の項に「郡司藤原篤守所知」とある）。

エ　小河郡司宗房（小河院国方用富四十五丁の項に「郡司酒井宗房所知」とある）。

オ　加治木郡司吉平（加治木郷正宮領公田永用百六丁二段半の項に「郡司大蔵吉平妻所知」とある）。

キ　執行清俊（小河院国領武元二丁の項に「執行建部清俊所知」とある）。

ク　東郷郡司時房（桑東郷国領秋松二丁の項に「郡司大中臣時房所知」とある）。

ケ　河俣新大夫篤頼（曾野郡国方用松十五丁の項に「藤原篤頼所知」とある）。

コ　佐多新大夫高清（桑東郷国領武安六丁の項に「宗（字カ）新大夫建部高清所知」と、また祢寝南俣正宮領佐汰十丁の項に「賜大将殿御下文、建部高清知行之」とある）。

サ　弥三郎大夫近延（曾野郡国方元行五丁、小河院国領元行一丁二段三百歩、の各項に「権大掾建部近信（マヽ）所知」

とある)。

ス　木房紀太郎良房（桑東郷国領主丸五丁の項に「字紀大夫良房」所知」とある)。

セ　西郷酒大夫末能（桑西郷国方万徳十四丁四段・溝部在河の各項に「酒井末能所知」とある)。

これ以外の二名のうち、カの帖佐郡司高助の名を図田帳に見出すことはできない。もちろん図田帳には帖佐郡の項目はある。その所職の名称からみて当然記載されてしかるべきであるにもかかわらず、高助の名を記載しない理由は現時点では不明というより他はない。もう一人のシの「祢寝郡司」については後述する。

一方、「御家人交名」の「宮方」十四名はそのほとんどが図田帳に記載されていない。例外は、ツの修理所為宗、ヒの姶良平大夫良門、フの小平大夫高延、への新大夫宗房の四名である。このうちツは加治木郷宮永八丁の当知行者として「正宮修理所酒井為宗所知」と記載されているが、残りの三名は、姶良庄についての細注に「元吉門・高信・宗清所知」とあるのがこの三名である、と推定されているに過ぎない[62]。このことからみて、「宮方」の御家人を「御家人交名」に記載する際、何らかの参考資料が用いられたとしても、図田帳はそうした参考資料に含まれている可能性は低い、といいうるであろう。

次に、図田帳にその名を記された二十三名の当知行者と「御家人交名」の関係をみてみると、「御家人交名」への記載をすぐさま確認できないのは、①「掃部頭」（中原親能)、②「衛門兵衛尉」（島津忠久)、③「僧覚慶」、④「僧兼俊」、⑤「郡司則貞」、⑥「僧忠慶」、⑦「菱刈六郎重俊」、⑧「謀反人故有道・有平子孫」、⑨「三郎房相印」、⑩「千葉兵衛尉」（千葉常秀)、の十名である。このうち、東国御家人である①、②、⑩や、僧侶である③、④、⑥、財部院の当知行者ではあるが「謀反人」の子孫の⑧は、それぞれの属性ゆえに大隅国の「御家人交名」に記載されなかったのであ

ろう。残る三名のうち、桑西郷内の公田一丁を「所知」する⑤の「郡司則貞」には「御家人交名」から除外された特別な事由が見当たらない。御家人ではない、という至極当然の理由によるのであろうか。

⑦の「菱刈六郎重俊」と⑨の「三郎房相印」の事情は複雑である。図田帳で⑦が登場する箇所をその前後の部分と合わせて引用すると、以下の如くである。

祢寝南俣四十丁

正宮領　　本家八幡　　地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿疋　　元建部清重所知

賜大将殿御下文、菱刈六郎重俊知行之。但去文治五年以後、貴府(号カ)別府、以多丁弁四百疋之外、不弁社家年貢、不随国務、任自他(由カ)知行之。

佐汰十丁丁別廿疋

賜大将殿御下文、建部高清知行之。

同様に⑨に関する部分を引用しておこう。

菱苅郡百三十八丁一段

郡本

賜大将殿御下文、三郎房相印知行之。

入山村　筥崎宮浮免田

賜同御下文、千葉兵衛尉沙汰之。

⑦や⑨に「御下文」を下賜している「大将殿」は、同じく「御下文」の下賜に与った「千葉兵衛尉」が東国御家人であることからすると、源頼朝を指すとみて間違いないだろう。そこで想起されるのは、『沙汰未練書』の、

一　御家人トハ　往昔以来、為開発領主、賜武家御下文人事也。開発領主トハ、根本私領也。又本領トモ云。

という規定と、天福二（一二三四、文暦元）年五月一日の鎌倉幕府追加法六八条の[63]、

西国御家人者、自右大将家御時、守護人等注交名、雖令催勤大番以下課役、給関東御下文、令領知所職之輩者不幾。依為重代之所帯、随便宜、或給本家領家之下知、或以寺社惣官之下文、令相伝歟。

なる一節である。つまり、⑦も⑨も、西国御家人には珍しく、その所領に対する権利を頼朝の下文によって保証され、御家人たることの要件を満たしているのである。念のため付言すれば、祢寝南俣の佐汰十丁の知行者建部高清は「御家人交名」の佐多新大夫高清（コ）に比定しうるから[64]、頼朝の下文を賜っていることは「御家人交名」から除外される理由にはならない。にもかかわらず、⑦と⑨の両名の名を「御家人交名」中に確認することができないのは何故か。

この点に関して気になるのは、右に引用した祢寝南俣の郡本の知行者についての図田帳の記述である。

まず、建部清重が「元」の知行者であることが明記されている。先に触れた姶良庄の細注でも「元」の知行者が記載されているが、大隅国図田帳は原則として当知行者のみを記載し、「元」の知行者まで記載するのはこの二例以外にない。次いで菱刈重俊についての記述に移るのであるが、図田帳は頼朝から下文を賜った重俊を当知行者と見做している。そのことは間違いないのであるが、図田帳は文治五（一一八九）年以降、その重俊の知行が「不弁社家年貢、不随国務」るものであったことも述べている。その間の事情は次の文書から知ることができる。

史料H（建久三年九月日大隅正八幡宮神官等解）[65]

正八幡宮神官解　申請　申文事

請被殊奉為　大菩薩御威不朽、且任度度言上旨、且□(依カ)仏神事并領家御年貢物等対捍実、蒙御裁下、停止重信祢寝南俣地頭職子細状。

副進　両度御下文案

右、謹検案内、於件南俣者、建部清□□也。随為御神領、相伝地頭職等、申仏神事、申領家御□(年)貢物、無懈怠令弁勤来之処、為彼重信致非拠訴訟、申賜地頭職、依令知行、神官等重信無理之由、去文治三年之比、勒子細依令言上、御下文状云、如神官等申状者、件所神宮御領也。爰重信地頭職之条、無其理之由、云云。縦雖為地頭職、於有限神役者、守宮下知、任先例可致其勤。若致対捍者、可処重科之状如件、云云。依之雖不止神官等愁緒、任御宣下状、可令弁勤件役之由、令下知之処、偏□(相カ)巧謀叛、打返領家御使、不随家所堪、依不存公役等、同五年之比、重訴訟之時、同御下文状、重信追返領家使、致濫行之由有其聞。事実者、尤以不便。早可相随彼使之下□(知)、又於有限地頭得分、不可有領家使之妨。彼是之間停止非法、任先例可致沙汰之状如件、云云。但若重信不用此下知者、可□(被カ)処重科矣、云云。依之雖加催促、乍拝見御下文、一切不承引。所不弁勤有限恒例不退仏神事本役并御年貢物等也。爰社神官等謹存事情、冥者奉恐大菩薩御勢、顕者可奉御下文状之処、彼重信(ママ)信自本依為謀叛人、如此無道之条、輙不可勝計哉。於巨細者、見度度御下文状等者、望請御裁断、任先御下知旨、停止重信非分地頭職、以相伝地頭等、被弁勤仏神事并御年貢物等者、弥仰憲法貴、為致神事忠勤、勒状言上如件。以解。

建久三年九日(ママ)　日（署名以下略）

右は、「非拠訴訟」によって祢寝南俣地頭職を獲得した重信の度重なる非法行為に業を煮やした正八幡宮神官が、重

信の罷免と「相伝地頭」の還補を幕府に求めて作成した解状である。詳細についての説明は省略するが、この場合の「相伝地頭」が冒頭の建部某、すなわち図田帳の建部清重であることは間違いなかろう。また、その内容からみて、ここで正八幡宮神官らが目の敵にしている重信と図田帳の「菱刈六郎重俊」とを同一人物とみることが許されそうである。この重信＝重俊説はすでに五味克夫氏によって提起されているが[66]、その際五味氏が根拠として示されたのは、如上の史料Hではなく、以下に引用する文書である。

史料I（文治三〈一一八七〉年十一月日大隅正八幡宮神官等解）[67]

正八幡宮神官等解　申請　本家政所裁事

請殊且依度度　大府宣・府国施行、且任先祖相伝所帯公験理、言上　鎌倉二位家裁下、為謀叛人菱苅郡重弘・舎弟重信、以無道申賜御下文、令押領御神領祢寝院南俣田畠山野等子細状

副進　地頭等解状并公験調度證文等

右、謹検案内、件南俣地頭職者、大隅国在庁頼清先祖相伝所帯也。彼頼清死去之刻、処分数子領掌之間、敢無他妨。而以先年之比、寄進当宮畢。随則勒子細、言上　大府之日、任寄文状、所被成進宮大府宣并府国施行等也。爰重信伯父高平去承安三年之比、構諸謀計、賜　大府宣、依欲令押領、重言上之日、可停止高平濫妨之由、又大府宣顕然也。於巨細者、見于度度大府宣・府国施行并地頭等解状。望請　本家政所裁、且依先判等状、且任相伝調度文書理、言上鎌倉二位家、停止彼重信非職、以本地頭為令勤行仏神事、勒状言上如件。以解。

文治三年十一月　日（署名以下略）

史料Hには「去文治三年之比、勒子細依令言上」という件がある。右の史料Iは、おそらく、その時の言上に関わ

るものであろう。それはともかくとして、正八幡宮の神官らが「謀叛人」と断ずる「菱苅郡重弘・舎弟重信」兄弟のうち、重弘ではなく、重信を菱刈重俊と同一人物と見做された根拠について、五味氏は「年代的にみて」としか述べられていないが[68]、重弘よりも重信の方が祢寝南俣に対する関与の度合いが大きいことは右の史料の文面からも明らかであろう。いずれにしても図田帳の⑦の「菱刈六郎重俊」と菱刈重信とが同一人物であることは確かであると思う。

ところで、元暦二（一一八五、文治元）年六月五日大宰府下文[69]に引用された重弘・重信兄弟の解状には、

件南俣者、重信之伯父藤原高平以相伝文書、令領知之間、為在庁清房（建部）・近清（建部）等、巧無道、彼高平并舎兄重妙（重弘親父也）等、令殺害畢。

なる一節がある。かつて五味氏は、右の記事から重弘・重信兄弟の父であることが確認される重妙を図田帳の⑨の「三郎房相印」に比定されたことがあるが[70]、右の記事によれば、重妙は元暦二年六月以前に不慮の死を遂げているのであり[71]、しかりとすれば、建久八年作成の図田帳に菱苅郡の郡本の当知行者として記載された「三郎房相印」が菱刈重妙である筈がない。さらに、「菱刈文書」中に「三郎房相印」を重妙の子として記した古系図があることから[72]、五味氏は旧説を訂正され、重弘と「三郎房相印」とが同一人物である可能性を示されている[73]。私見も史料Ｉの「菱苅郡重弘」なる表現から、重妙の子で重信（すなわち重俊）の兄にあたる菱刈重弘こそ菱苅郡の郡本を知行する「三郎房相印」に相応しいように思う。以下、図田帳の⑦の「菱刈六郎重俊」＝菱刈重信、同じく⑨の「三郎房相印」＝菱刈重弘と理解して考察を進めることにする。

さて、史料ＨやＩから確認されるように、大隅正八幡宮の神官は、菱刈重信による祢寝南俣知行の不当性を訴え、重弘・重信兄弟を「謀叛人」と断じているのであるが、図田帳の作成にあたった国衙在庁の評価はどうであろうか。

図田帳の「不弁社家年貢、不随国務、任自他知行之」なる記述がその問に対する答えを明示していると思うが、ここでは祢寝南俣の「元」の知行者である建部清重の系譜に注目しよう。

- 頼親 ―― 親（近）助
- 頼清 ―― 清貞 ―― 清房 ―― 清重
  - 清忠
  - 清綱（房丸）

右は「祢寝文書」[74]所収の文書に基づいて日隈正守氏が復元された建部氏系図[75]を参考に作成した略系図である。日隈氏は、系図の復元に際し、それぞれの官職についての表記にも眼を向けられ、一一八〇年代の内乱期に至るまで、建部氏が「(権)大掾職や税所職等国衙の重要な職を保持し国衙の実権を掌握していたのではないかと推定され」ている。[76]大隅国の国衙において建部氏がかかる位置にあったとすれば、図田帳の作成者は客観的な事実に基づいて菱刈重信の祢寝南俣知行を「不弁社家年貢、不随国務、任自他知行之」と述べたのであろうが、それとは別に、同じ国衙在庁として心情的に建部清重に荷担する傾きがあったとしてもおかしくないように思う。[77]図田帳の「元建部清重所知」の表記はその顕れとみるべきであろう。[78]

以上の如くに祢寝南俣の郡本の知行者に関する図田帳の記述にこだわったことには理由がある。すでにお気づきの方もあると思うが、前項で確認したように所職名＋実名または通称＋実名という表記方式を原則とする「御家人交名」の中で、唯一実名を付されていないのがシの「祢寝郡司」である。「御家人交名」が御家人という特定の属性をもった人物の交名であるとすれば、この場合の「祢寝郡司」は、単なる所職名ではなく、「祢寝郡司」を保有している特定個

人を指す筈である。

それでは、この場合の「祢寝郡司」は誰なのか。ちなみに、建部清重が祢寝南俣の郡本に対する知行権を回復するのは菱刈重信の死後のことである。

史料J（建仁三（一二〇三）年七月三日源頼家袖判御教書写[79]）

（花押影）（源頼家）

大隅国祢寝南俣院地頭職事

右件職、重延（信）知行之処、死去之由申之。然者、以清重法師所補給也。但論人出来之時者、召問両方、可有左右也。

前左衛門督（源頼家）殿仰旨如此。

建仁三年七月三日

一読して明らかな如く、右は祢寝南俣に対する清重の知行権を認めたものであるが、この措置との関連で大隅国留守所が発給した下文[80]は次のような文言ではじめられている。

留守所下　祢寝南俣郡司沙弥行西所

可早任前　左衛門督殿仰旨、且依御庁宣、□以沙弥行西当郡地頭職事

（後略）

また、同様にして発給された大隅正八幡宮公文所下文[81]の冒頭部分を引用すると、以下の如くである。

正宮公文所下　祢寝院南俣

可早任京都御下文旨致沙汰、祢寝南俣郡司地頭職事

沙弥行西

右、去八月　日御下文今月三日到来俗、寺家公文所下　正宮公文所、可早以清重法師為祢寝南俣院地頭職事。（後略）

以上の諸史料から、祢寝南俣の郡本に対する知行権を表現する呼称は一定せず、「郡司」、「地頭職」、「郡司地頭職」、「院地頭職」などが用いられていたことがわかる。一方、その後、建部清重が作成した譲状[82]の冒頭を引用すると、

祢寝院司清重入道辞

譲与　建部房丸当院司并地頭職事

副進　重代調度文書等

右、件院為彼職清重入道之□領掌之地也。（後略）

とあるが、この場合の「祢寝院」は、祢寝北俣と祢寝南俣の総称ではなく、祢寝南俣のみを意味する[83]。以上の点から、「御家人交名」の「祢寝郡司」は祢寝南俣の郡本の当知行者とみてよいだろう。そうなると候補者は菱刈重信と建部清重の二人に絞り込まれる。

この点に関して、五味克夫氏は以下のように述べられている。

以上の事情（祢寝南俣をめぐる建部氏と菱刈氏との係争を指す、引用者注）から、御家人交名の祢寝郡司については問題があるが、今注進する在庁側にたってみるとき建部清重を御家人郡司として記載したろうことは首肯し得るのではあるまいか[84]。

上述の如く、私見も在庁の基本姿勢は清重支持であると考える。しかし、だからといって清重を「御家人交名」に

記載しうるとは思えない。結局のところ、物をいうのは「大将殿御下文」である。幕府が祢寝南俣の正当な知行者として認定したのは菱刈重信であって、建部清重ではない。また、史料Jから知られるように、重信が没するまで、幕府は祢寝南俣に対する彼の知行権を否定してはいない。さらにいえば、「御家人交名」は「大将殿御下文」の発給主体である頼朝の「上覧」に供するために作成されているのである。こうした中で在庁が清重を「祢寝郡司」として「御家人交名」に記載したとすれば、彼らの政治感覚は皆無といわざるをえない。ここはやはり、幕府が認定した菱刈重信を「祢寝郡司」に比定すべきであろう。つまり、図田帳の⑦「菱刈六郎重俊」もしくは菱刈重信の実名そのものを現存する「御家人交名」中に見出すことはできないのであるが、彼は幕府が認めたその所職名で「御家人交名」に記載されていると考えるべきなのである。(85)

さて、ここまでの乱雑な考察により、「御家人交名」の「国方」のうち、「帖佐郡司高助」以外の十三名は全て図田帳に当知行者としてその名を記載されているということ、また図田帳に記載された当知行者二十三名から東国御家人や僧侶、「謀反人」の子孫を除いた残り十六名のうち、「郡司則貞」と「三郎房相印」以外の十四名は「御家人交名」にその名を記載されていること、の二点を確認することができた。以上の結果からみて、「御家人交名」(とくにその「国方」の部分)の作成の際に実際に図田帳が利用されたか否かは別として、両者の間に一定の相関関係があることは確かであるように思う。

### 第四項　「御家人交名」の作成に関する試案

次に、建久九年三月十二日付で「御家人交名」が作成・注進された理由について、考えてみたい。ただし、あらか

じめ断っておくと、現存する史料からその理由を明らかにすることは難しい。とはいっても、手がかりが皆無というわけではない。そこで、想像力をたくましくしながらその理由を考えてみよう。

まずは、もう一度史料Eをご覧いただきたい。上述の如く、当該文書は「大隅薩摩両国」についての守護補任状と理解されているのであるが、内容の点からいえば、両国の「家人奉行人」としての忠久がなすべき職務を指示したものである。十二月二十四日付でおこなわれた薩摩国の御家人に対する大番役の賦課はその一条めの、

一　可令催勤内裏大番事

右、催彼国家人等可令勤仕矣。

という指示にしたがったものであるが、ここでの「彼国」は薩摩国のみに限定されているわけではない。当然のことながら、大隅国も「彼国」に含まれる。ただ、現存する史料による限り、建仁三（一二〇三）年九月四日に薩摩、日向、大隅三ヵ国の守護職を没収されるまでの間に、島津忠久が大隅国で大番役を賦課した事実を確認することはできない。しかし、右の指示がある以上、大隅国にも大番役を賦課した筈である。[86]

その勤仕期間が薩摩と同時期であるとしたらどうであろうか。[87]

史料Fの内裏大番役支配注文で忠久は薩摩国の大番役賦課対象者に、「各守注文之旨、明春三月中令参上、可令見知役所給也」と、「明春三月中」に上洛し、大番衆として勤仕する所を見知しておくよう指示している。薩摩と同時期に大番役を勤仕するとすれば、大隅国の賦課対象者にも同様の指示が下されたことは想像に難くない。あらためていうまでもないことではあるが、「明春三月」は大隅国の「御家人交名」が作成された建久九年三月のことである。この当時、南九州から上洛する際の一般的な所用日数については未だ確認していないが、三月中に京都に到着し、「見知役所」

するためにはこの月の上旬が出立の期限となるのではないだろうか。[88] とするならば、「建久九年三月十二日」という日付が記された「御家人交名」はこの日までに大隅を出立して京都に向かった大番役の賦課対象者の交名である可能性が生じはしまいか。

ただし、その可能性は極めて低い、といわざるをえない。そう判断する理由は、第一に、かかる交名を大番役の勤仕前に作成することに必要性が感じられないからである。仮に大番役勤仕の事実を記録するために交名を作成するとしても、素直に考えれば、その作成がおこなわれるのは、勤仕の終了後であって、勤仕の開始前ではなかろう。第二の理由は、大隅国の在庁によって作成されているということである。賦課対象者から国衙に宛てられた請文でもないかぎり、あるいは一同がうちそろって国衙を出立でもしないかぎり、いくら在庁でも出立の事実を把握することは困難であると思われるからである。

ところで、本節の冒頭で確認したように、「御家人交名」の作成者は大隅国の国衙在庁である。このことから想起されるのは、前節で紹介した文治三〈一一八七〉年九月十三日関東御教書（前掲史料C）の「速就在庁官人、被召国中庄公下司押領使之注文、可被宛催　内裏守護以下関東御役」なる文言である。前節では、若狭国の在庁が作成した「先々源平両家祗候輩交名」（前掲史料B）の基本的性格が右の「国中庄公下司押領使之注文」と同じであると考えたが、大隅国の在庁が作成した「御家人交名」も「国中庄公下司押領使之注文」と同様の目的で作成されたとみることはできないだろうか。如上の史料Fの文言からみて、薩摩国の御家人たちは建久九年四月（おそらくは一日）から大番役を勤仕したものと推察できる。この時期の大番役の勤仕期間について、五味克夫氏は「未だ明確には定められていなかったと思われる」とされるが、[89] 薩摩国の御家人らの勤仕終了後、引き続いて大隅国の御家人に大番役を賦課するとすれ

ば、その準備が建久九年の三月頃に始められたとしても不思議ではないように思う。[90]

そこで、さしあたり、建久九年三月十二日の日付をもつ大隅国御家人交名は大隅国において京都大番役を賦課するための基本資料として作成されたものである、と考えておきたい。

ただし、確たる根拠がなく、その限りでは空想の産物ともいうべきこの試案が万一首肯しうるものであるとしても、大隅国御家人交名の基本的性格を確定できるわけではない。

図田帳に当知行者としてその名が記載されるということは、図田帳を作成した国衙やその注進先である幕府が当知行者としての権利を事実上認めたことに他ならない。一方、「御家人交名」にその名を連ねるということは、これを作成した国衙やその注進先である幕府が当事者が御家人であることを公認したことに他ならない。ただし、当然のことではあるが、特定の所領の当知行者であるということと御家人であるということとは同義ではない。ところが、前項で述べたように、図田帳の当知行者と「御家人交名」の「国方」の被記載者とはほぼ一致しているのである。そこで気になるのは例外の存在である。それぞれ例外となった理由を説明できればよいのだが、現時点ではその理由を説明できない者もいる。前者のみに記載された「郡司則貞」と「三郎房相印」と後者のみに記載された「帖佐郡司高助」である。

彼らは何故除外されたのか、その理由を考えることは、実のところ、「御家人交名」に名を連ねた三十三名が何を基準に「御家人交名」にその名を記載されたのか、その理由を考えることでもある。一体、建久末年の大隅国において、御家人とそうでない者を分かつ基準はどこにあったのか。かくの如き最も基本的な問題が未だ解明されないまま私たちの前に横たわっていることを確認して、大隅国御家人交名についての実り少ない考察を終えたい。

## むすびにかえて

以上、本稿では、建久年間の後半に但馬、若狭、大隅の三ヵ国で作成された御家人交名に検討を加えた。雑駁な議論に終始してしまったが、このうち、但馬国の「当役御家人交名」は、その名称から、京都大番役等の御家人役の賦課対象者ないしは勤仕の実績のある者の交名であろう、と推定した。また、若狭国の「先々源平両家祗候輩交名」については、作成に至る経緯についての考察結果から、大番役を賦課するための基礎資料たる点にその基本的性格がある、と推測した。残る大隅国の「御家人交名」も、確証をうるには至らなかったものの、おそらく京都大番役の賦課ないしは勤仕との関連で作成されたものと思われる。

さて、以上の理解をえたところであらためて注目したいのが、先にも触れた鎌倉幕府追加法六八条の次の一節である。

西国御家人者、自右大将家御時、守護人等注交名、雖令催勤大番以下課役、給関東御下文、令領知所職之輩者不幾。依為重代之所帯、随便宜、或給本家領家之下知、或以寺社惣官之下文、令相伝歟。

従来の研究では、「守護人等」が「交名」を作成することと「大番以下課役」を勤仕することとの関係が顧慮されない場合もあった。[91] しかし、本稿の考察結果が示すように、「右大将家御時」の建久年間の御家人交名は、「大番以下課役」の賦課・勤仕体制を確立させる過程で作成されたものと思われる。その意味で、少なくとも建久年間においては、「守護人等」が「交名」を作成することと「大番以下課役」を勤仕することとは不可分の関係にある、と断言できよう。

つまり、西国御家人の多くは京都大番役に代表される御家人役を勤仕すること以外に主人たる鎌倉殿との紐帯を有していないのである。もっとも、実在する個々人の間に形成される主従の関係は観念的な関係ではない。現実に奉公をおこなうことによって形成されるという意味で、実践的かつ即物的な関係なのである。一片の交名に名を載せるだけで主従の関係を結びうると考えるほど、当該期の人々が楽観的であったとは思えない。あくまでも具体的な行動を通してのみ、主人と従者の関係性を確認することができる、と私は考える。であるとすれば、御家人交名の作成や京都大番役の御家人役化は御家人制確立の成果ではなく、その前提とみるべきであるのかもしれない。

文治三（一一八七）年の摂津国では在庁官人に作成させた「国中庄公下司押領使之注文」に基づいて「内裏守護以下関東御役」を賦課する方式が採用されているようである。[92] 河内祥輔氏は、賦課に応じた者が御家人に認定されるとの見通しから、この方式を「御家人の組織化を進める方法」と理解されているが、[93] 建久年間の御家人交名の作成について、論証は不十分ながらも如上の理解をえた私見の立場からすれば、建久末年に至るまで、西国においてはかかる方式が御家人の組織化のための基本手段であった、と解されるのである。

## 注

（1）田中稔氏「鎌倉初期の政治過程――建久年間を中心にして――」（田中氏『鎌倉幕府御家人制度の研究』、吉川弘文館、一九九一年、初出は、一九六三年）、一〇三～一〇四頁。

（2）前掲注（1）田中氏論文、一〇三頁、石井進氏『日本中世国家史の研究』、岩波書店、一九七〇年、一七四～一七八頁、三五六～三六二頁、など参照。

（3）丹波国については、正安元（一二九九）年十二月二十三日六波羅下知状案（『鎌倉遺文』二〇三四四号）に、「曩祖盛助入建久三年

本御家人注文」や「爰如氏澄所見建久三年注文者、丹波国波々伯部保濫物守資、云々」、といった文言がある。また、和泉国については、文暦二（一二三五、嘉禎元）年閏六月五日関東下知状案（『鎌倉遺文』四七七六号）に、「如建久・建保・貞応・寛喜当国御家人引付者、助清父子所注載也」、とある（本稿では史料の引用に際し、句読点等を適宜あらためた。以下同じ）。

なお、清水亮氏は如上の和泉国の「建久・建保・貞応・寛喜当国御家人引付」の作成契機に言及されているが、「建久」の「引付」の具体的な作成契機については明言を避けられ、「御家人役賦課に流用された可能性は高」い、と述べられるにとどまっている。清水氏「鎌倉幕府御家人役賦課制度の展開と中世国家」（『歴史学研究』七六〇、二〇〇二年）、四～五頁。

（4）「広橋家文書」二号（兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史　史料編中世八』〈以下、『兵庫県史』と略称〉、兵庫県、一九九四年）、『鎌倉遺文』九三二号。ただし、文書名は前者による。

『兵庫県史』の「解説」（同書、八五八～八五九頁）によれば、現在国立歴史民俗博物館に所蔵されている「広橋家文書」中に、上下二巻からなる「但馬国雀岐庄具書」がある。これは、南北朝期に但馬国雀岐庄領家の坊門家と同庄の公文職を収公された明覚との間でおこなわれた相論に関する文書二十二通を収めたもので、上巻には坊門家側の文書が、下巻には明覚側の文書が書き継がれているという。当該文書は下巻に収められた十四通のうちの一通で、同じく下巻に収められた観応元（一三五〇）年六月日明覚陳状案（「広橋家文書」一七号）に、「当国御家人交名、建久年中守護人注進之時、雀岐新大夫助景、云々。彼助景者、明覚曩祖也」、とあるから、その具書であるとみて間違いなかろう。

そこで生ずる問題は、この交名の信憑性である。相論を有利に進めるために作成された偽文書の可能性が生ずるからであるが、この点についての検討は今後の課題としたい。

（5）佐藤進一氏・池内義資氏編『中世法制史料集　第二巻室町幕府法』、岩波書店、一九五七年（本稿では、一九八七年発行の第八刷を使用）、所収。

（6）鎌倉時代の各国の守護について綿密な考証をおこなわれた佐藤進一氏は、建久八（一一九七）年当時の但馬国の守護が源親長であると判断しうる根拠として、当該文書以外に、建久八年十月四日源親長敬白文（『鎌倉遺文』九三七号）を挙げておられる。佐藤氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究――諸国守護沿革考証編――』第二刷、東京大学出版会、一九八四年（初版は一九七一年）、一三八頁。

（7）前掲注（2）石井氏著書、一七五頁、三五六～三五七頁。

（8）前掲注（2）石井氏著書、三八二頁。
（9）『吾妻鏡』（『新訂増補国史大系』）文治三（一一八七）年九月十三日条所引。
（10）河内祥輔氏『頼朝の時代――一一八〇年代内乱史――』、平凡社、一九九〇年、二七八～二八二頁。
（11）建久三（一一九二）年六月二十日前右大将家政所下文（『吾妻鏡』同日条所引）に以下の如くある。

前右大将家政所下　美濃国家人等
　可早従相模守惟義（天内）催促事
右、当国内庄之地頭中、於存家人儀輩者、従惟義之催、可致勤節也。就中近日洛中強賊之犯有其聞。為禁遏彼党類、各企上洛、可勤仕大番役。而其中存不可為家人之由者、早可申子細。但於公領者不可加催。兼又重隆（山田）、佐渡前司郎従等催召、可令勤務其役。於隠居輩者、可注進交名之状、所仰如件。
　建久三年六月廿日（署名以下略）

（12）『鎌倉遺文』八五四号。ただし同書の文書名は「若狭国御家人注進案」。
なお、本文で中略した部分には二十五名の人名が記されている（念のため、記載順に列挙すると、嶋次郎時康、和久里四郎兵衛尉時継、木崎七郎大夫基定、稲庭三郎時通、国富志則家、小崎太郎時盛、丹生出羽房雲厳、大泉七郎家正、宮河権守頼定、宮河武者所後家藤原氏、虫生五郎頼基、包枝太郎頼時、井口太郎家清、椙若太郎貞通、苾生新太郎清正、安賀上座永厳、安賀兵衛大夫時景、鳥羽源内定範、倉見平太範清、山西庄司頼宗、同木工允雅宗、小蔵武者所滋、山東庄司家経、岩屋太郎信家、永富藤内頼広）。総計三十三名の「先々源平両家祗候輩」の出自や所領などについては、田中稔氏「鎌倉幕府御家人制度の一考察――若狭国の地頭、御家人を中心として――」（前掲注（1）田中氏著書、所収、初出は、一九六〇年）を参照。
（13）前掲注（2）石井氏著書、一七五頁。なお、石井氏が「散位柿下」と「散位中原」が国衙在庁であると判断された根拠は、文治二（一一八六）年二月二十日若狭国在庁下文案（『鎌倉遺文』五二号）である。
（14）例えば、佐藤進一氏は、「頼朝の命によって若狭国源平祗候輩交名注文が鎌倉に注進されている」、と述べられている。前掲注（6）佐藤氏著書、九八頁。
（15）『吾妻鏡』建久四（一一九三）年六月二十五日条によれば、「御雑色足立新三郎清恒」と同一人物と思われる「安達新三郎清恒」が

梶原朝景とともに源頼朝の命を承けて京都に派遣されている。

(16) 例えば、前掲注（12）田中稔氏論文、二六二頁、前掲注（2）石井進氏著書、三六二～三六三頁、小浜市史編纂委員会『小浜市史通史編上巻』、小浜市、一九九二年、二八七～二八八頁（該当箇所の執筆者は網野善彦氏）、など。

(17) 『群書類従』（続群書類従完成会、訂正三版）第四輯補任部、所収。

(18) 『群書類従』第四輯補任部、所収。

(19) 本文に引用した『若狭国税所今富名領主代々次第』の記述から明らかなように、稲庭時定は若狭国国衙の税所に付属した今富名の領主であった。このことからみて、彼が税所職を有していたことは確実であろう。また、田中稔氏によれば、忠季が拝領した稲庭時定の旧領は、若狭国遠敷・三方両郡内に二十五ヵ所、田数にして八百町近くにのぼり、両郡の田数の四十七パーセントを占めるという。さらに田中氏は、確認しうる在庁給四十五町中、四割を越える十九町が時定一族によって知行されていたことを指摘され、時定を国衙在庁の中心人物と評価しておられる。前掲注（12）田中氏論文、二五九～二六二頁。

なお、時定の所領没収と忠季への給付については、年月日未詳若狭前河荘事書（『鎌倉遺文』一一六〇三号）にも以下の如くに記されている。

□（建久）七年、時定所知所帯等被没収之刻、□（若狭カ）次郎兵衛尉忠季宛給時定之跡之内、前河□（庄カ）下司職為随一。雖致地頭之所務、守本司例、□（全カ）無庄家之煩。

(20) 『鎌倉遺文』一〇四四三号。なお、この文書は、太良荘地頭若狭忠清（忠季の子）が京都大番役の用途として段銭を同荘に賦課したことの不当性を訴えた文書の案文である。ことさら強調するまでもないことであるが、建久六（一一九五）年を一年めとすると、当該文書（の正文）が作成された文永六（一二六九）年は「七十五年」めにあたる。

(21) 端裏書の記載内容から文永六年七月二十三日に作成されたと推定される若狭太良保地頭代藤原忠頼陳状案（『鎌倉遺文』一〇四六二号）は、文永六年五月二十八日の太良荘雑掌申文（前掲注（20）参照）に対する地頭側の反論を述べたものである。そこでは、本文で引用した雑掌申文の一節が引用されているが、地頭側はその年次についてとくにコメントはしていない。一方、地頭側の反論に接した太良荘雑掌は、同年八月二日付で重申状（『鎌倉遺文』一〇四六七号）を作成しており、そこでも、「当地頭親父若狭次郎兵衛尉忠季、建久六年補任当国守護」、と記している。ちなみに、佐藤進一氏は忠季の守護就任を史料Bの年次の前後と推定され、参考とし

てこの重申状の記述を紹介されている（前掲注（6）佐藤氏著書、九八頁）。ただし、若狭国の守護の沿革を要約された際、佐藤氏は忠季の守護就任を建久七年と表記されている（同書、一〇二頁）。

(22) 管見に入ったところでは、『国史大辞典』第十四巻、吉川弘文館、一九九三年、「若狭氏」の項（並木優記氏執筆）のみが建久六年説をとる。ただし、同書のその直後の項目である「若狭忠季」の項（田中稔氏執筆）は建久七年説である。

(23) 前掲注（19）参照。

(24) 前掲注（12）田中氏論文、二七〇頁。なお、三十三名の具体的な記載順は本文前掲史料Bと前掲注（12）参照。念のため確認すると、三十三名中八番目に「稲庭権守時定」とある。

(25) 史料的制約から、稲庭時定が頼朝の勘気を蒙り所領を没収されるに至った経緯の解明は果たされていないが、後年おこなわれた若狭国太良荘末武名をめぐる相論で、訴人と論人双方がその間の事情に触れている。何分にも訴訟当事者の主張ゆえ、両者の言い分には食い違いや事実に反すると思われる箇所も認められるが、現在のところ、時定の没落に関してある程度の具体的な言及をしている史料が他に存在しないため、参考までに該当部分を以下に引用する。

①年月日未詳藤原氏女重申状案（『鎌倉遺文』一〇六四五号、端裏書に「文永七年七月十二日到来」とある）

爰中原氏女之所立申者、中右衛門尉時国之息女歟。彼時国者、稲毛（マヽ）権守時貞（マヽ）一類也。時貞依有罪科、自鎌倉殿預御勘当日、当頭（マヽ）之許仁召預（天）、被行死罪畢。其跡者、被宛給畢。彼時同罪之間、可被搦進有沙汰之時、即逐電仕畢。不及帰国。於為其息女者、同罪者哉。且国中仁無其隠者歟。

②文永七（一二七〇）年八月日中原氏女重陳状（『鎌倉遺文』一〇六八五号）

稲庭権守時定被召下関東事者、孫子兵衛大夫時方家子如意次郎彼時方所従殺害故也。而間、時方之外者不蒙御勘当、就中於時国者、為関東御家人、賜当国青郷地頭職知行之条、国中無其隠者也。

③年月日未詳藤原氏女重申状（『鎌倉遺文』一〇六八六号、端裏書に「文永七年九月一日到来」とある）

此条両人御勘当之条承伏上者、勿論歟。彼時定被召籠、被死罪畢。其跡被没収、当御庄（太良庄）地頭給之条明白也。而彼時国者関東御家人、賜当国青郷（若狭忠季）地頭職之由事、全関東直不給。正地頭許祗候之間、一旦為代官職許也。而彼時定可為同罪之由有沙汰。可被搦取之由、当庄地頭之親父次郎兵衛尉（忠季）披露之間、即逐電畢。後不及帰国。為其息女身、恣彼名田畠等掠給之条、猛悪之至、不可勝計

者也。

④文永七年閏九月日中原氏女重陳状（『鎌倉遺文』一〇七〇八号）

時定雖蒙御勘当、彼所領内返給西津庄、於彼所死去畢、国中無其隠者也。（中略）当国青郷保地頭職補任之始者、為時国之条、国中無其隠。件郷公文日置三郎兼氏与致地頭相論之時、可任時国例之由、御成敗明白也。何事新如此掠證文等、時国御勘当之由、可令申哉。

以上を整理すると次の如くになろう。

a　そもそもの発端は時定の孫にあたる時方の家中で発生した殺害事件である（②）。

b　aにより、時定は鎌倉に召喚され、時方とともに頼朝から勘当された（①、②、③、④）。

c　時定は「当頭」に召し預けられ（召し籠められ）た上、死罪に処された（①、③）。

d　時定は西津庄を返還され、その地で世を去った（④）。

e　津々見忠季は時国（時定の子）の身柄の拘束を指示したが、時国は逐電し若狭国に戻ることはなかった（①、③）。

f　時国は勘当されてはおらず、御家人として若狭国青郷地頭職を賜っている（②、④）。

右に明らかな如く、時定と時国の処遇についての両者の言い分は食い違っている。このうち、時定の処遇については、本文で引用した『若狭国税所今富名領主代々次第』の記述内容とdが一致することから、cは虚偽の主張であると判断しうるのであるが、時国の処遇については、eまたはfのいずれが事実に即しているのか、判断のしようがない。また、中原氏女のみが証言するaは、それ自体に疑わしい点があるわけではないが、所詮は家中の問題である。それが何故、幕府が介入し所領の没収処分にまで至ったこの事件の発端たりうるのか、疑問が残る。ただ、実際に殺人事件が発生したのであれば、守護である忠季はeの如くにこの件に介入したであろう。つまり、aが事実であるとすれば、eも事実である可能性が高まる。さらにいえば、cの「当頭」は、何らかの誤字もしくは脱字があると思われるが、具体的には守護の忠季を指すのかもしれない。

いずれにしても、時定の没落には未解明の問題が数多く残されているといわざるをえないのである。

(26)　前掲注（16）に同じ。

(27)　「東寺百合文書」ホ函四号文書は、ここでとりあげている建久七（一一九六）年六月日若狭国源平両家祗候輩交名案（史料B）を含

む九通の案文からなり、冒頭第一紙の端裏書に「関東六波羅殿御教書案、又当国旧御家人交名等」とある。これについては、前掲注（2）石井進氏著書、一七五頁、に指摘がある。ただし、石井氏は「又」字を「文」と読まれている。

（28）文永十一（一二七四）年五月日脇袋範越訴状（『鎌倉遺文』一一六六四号）。

（29）五味文彦氏「院支配の基盤と中世国家」（五味氏『院政期社会の研究』、山川出版社、一九八四年、所収）、二一頁。

（30）前掲注（29）五味文彦氏論文、三六頁。

（31）飯田悠紀子氏「平安末期内裏大番役小考」（御家人制研究会編『御家人制の研究』、吉川弘文館、一九八一年、所収）、五二～五七頁、拙稿「京都大番役と主従制の発展」（『北大史学』二九、一九八九年）、三～七頁。

（32）『吾妻鏡』正治元（一一九九）年二月六日条は、頼朝の死後、その後継者頼家に下された同年正月二十六日の宣旨の内容を以下の如くに紹介している。

同廿六日宣下云、続前征夷将軍源朝臣遺跡、宜令彼家人郎従等、如旧奉行諸国守護者。

この宣旨に明らかなように、頼朝の存命中から朝廷が幕府に期待したのは「諸国守護」の実行主体としての役割である。また、この宣旨が到来した二月六日に新体制の発足を象徴する吉書始がおこなわれている（『吾妻鏡』同日条）。幕府自身、「諸国守護」の実行主体たることを自己のアイデンティティーと認識していたことが確認されよう。

（33）寛元三（一二四五）年六月日若狭国御家人申状案（『鎌倉遺文』六五〇〇号）。

（34）前掲注（9）に同じ。

（35）『鎌倉遺文』九六九号。

なお、本交名に列挙された御家人（総計三十三名）は「国方」（十四名）と「宮方」（十九名）に分けられている。彼らの出自や所領等に詳細な検討を加えられた五味克夫氏は、前者を在庁官人や郡司等、後者を大隅正八幡宮の神官・宮侍等、と推定されている。五味氏「大隅の御家人について（上）」（『日本歴史』一三〇、一九五九年）、三四頁。

（36）『鎌倉遺文』九五〇号。ただし同書の文書名は「前右大将源朝頼家政所下文案」。

（37）『吾妻鏡』建仁三（一二〇三）年九月四日条に、「嶋津左衛門尉忠久被収公大隅・薩摩・日向等国守護職。是又依能員（比企）縁坐也」、とある。

(38) 鹿児島県『鹿児島県史　第一巻』、鹿児島県、一九三九年、二五五頁、前掲注（6）佐藤進一氏著書、二一二頁、二三一頁、二三三頁、二三八頁。川添昭二氏「鎌倉時代の大隅守護」（『金沢文庫研究』一七九、一九七一年）、七頁、など。

(39) 『尊卑分脉』（『新訂増補国史大系』）大江氏大江広元条。

(40) 湯田環氏「鎌倉幕府草創期の政務と政所」（『お茶の水史学』二九、一九八六年）、一五～一六頁、黒川高明氏「源頼朝の疑偽文書に関する二、三の考察」（『鎌倉遺文研究』三、一九九九年）、二〇～二一頁。

(41) 前掲注（40）湯田氏論文、一六頁。

(42) 前掲注（40）黒川氏論文、二一頁。

(43) 建久八年十二月二十四日内裏大番役支配注文（『薩藩旧記雑録前編』〈鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料　旧記雑録前編1』、鹿児島県、一九七九年、に収録〉巻二、『鎌倉遺文』九五五号、文書名は後者による）。

ところで、『薩藩旧記雑録前編』巻二には、同じ日付の内裏大番役支配注文が三通採録されている。一通は本文に引用した①「江田源助蔵本」（『鎌倉遺文』九五五号）で、残る二通は②「長谷場文書」（『鎌倉遺文』九五四号。ただし『鎌倉遺文』は「長谷場文書」〈鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　家わけ五』、鹿児島県、一九九五年、に収録〉を原本としている）と③「大村市来與市左衛門蔵」（『鎌倉遺文』九五六号）である。この三通には、それぞれ交名の配列順や文字などにいくつか異同が認められるほか、②は本来記載されるべき人名を二人欠いている。そうした異同は同一の文書の伝写の過程で生じたものと推測される。ちなみに差出書は、①が「左衛門尉」（本文参照）、②が「右衛門兵衛尉」、③が「右兵衛尉」、とあり、また、①の交名最末の「和泉太郎」を②、③はともに「和泉小大夫」と表記し、さらに①の「明春三月中令参上」の部分を、②は「明春三月中令参洛」、③は「明春三月中企参洛」、としている。なお、配列順の異同や②の欠損が生じた理由については、五味克夫氏「大隅国建久図田帳小考――諸本の校合と田数の計算について――」（『日本歴史』一四二、一九六〇年）、三九～四〇頁、を参照。

(44) 『吾妻鏡』文治元（一一八五）年五月八日条。ただし、義盛注進の「西国御家人交名」は現存せず、『吾妻鏡』にも実際に注進されたことを示す記事はない。

(45) 文治五（一一八九）年二月九日源頼朝袖判下文（『鎌倉遺文』三六四号）。

なお、『鎌倉遺文』は本文で引用した箇所を「庄官之中、具武器之輩」としているが、黒川高明氏『源頼朝文書の研究史料編』、吉

川弘文館、一九八八年、に収録された当該文書の図版により、「具」に相当する箇所の文字は「足」と確認できる。

(46) 建久八年六月日薩摩国図田帳写（『鎌倉遺文』九二三号）。この図田帳の概要については、五味克夫氏「薩摩国建久図田帳雑考――田数の計算と万得名及び『本』職について――」（『日本歴史』一三七、一九五九年）、を参照。

(47) 建久八年六月日大隅国図田帳写（『鎌倉遺文』九二四号）。

なお、この図田帳の作成当時の原本は現存せず、大隅正八幡宮（現、鹿児島神宮）の社家桑幡家に伝来したいわゆる「桑幡本」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　家わけ十』、鹿児島県、二〇〇五年、に収録。『鎌倉遺文』はこれによる）を含む複数の写本が現在に伝えられており、五味克夫氏がそうした諸写本の校合をおこなわれ、原型の復元を試みられている。五味氏「大隅国建久図田帳小考――諸本の校合と田数の計算について――」（『日本歴史』一四二、一九六〇年）。

(48) 建久八年六月日日向国図田帳写（『鎌倉遺文』九二二号）。この図田帳の概要については、五味克夫氏「日向国建久図田帳小考――諸本の校合と田数の計算――」（『日本歴史』一四八、一九六〇年）、を参照。

(49) 前掲注（2）石井進氏著書、一四一～一四七頁。

なお、石井氏は以下の七例を挙げられている。

①建久八年七月日肥前国図田帳断簡（『鎌倉遺文』九三三号、文書名は石井氏による）。

②建久八年閏六月日肥後国図田帳断簡（『鎌倉遺文』九二九号、文書名は石井氏による）。

③建久八年□月十一日筑後国惣図田帳逸文（年月日未詳某下知状案、『鎌倉遺文』一九四七一号）。

④年月日未詳（建久八年と推定）豊後国図田帳（『鎌倉遺文』九二七号、作成年次推定の根拠は、嘉暦四〈一三二九、元徳元〉年八月日帆足義鑒申状案〈『鎌倉遺文』三〇七〇三号〉）。

⑤建久年間豊前国図田帳断簡（『鎌倉遺文』九二五号、文書名は石井氏による、なお作成年次推定の根拠は、豊前国建久図田帳宇佐宮并弥勒寺領注文案〈『鎌倉遺文』九二六号、文書名は石井氏による〉）。

⑥建久年間筑前国図田帳逸文（正中二〈一三二五〉年四月五日鎮西下知状〈『鎌倉遺文』二九〇七九号〉）。

(50) 『鎌倉遺文』九二四号。日付の「閏七月」は閏六月とすべきところを誤ったものと思われるが、当該文書の内容に信がおけることについては石井進氏の指摘にしたがう。前掲注（2）石井氏著書、一五九～一六〇頁。

なお、石井氏は、当該文書を含む大隅国図田帳の引用に際し、五味克夫氏が前掲注（47）論文に示された校訂に依拠されている（同書、一〇〇頁、一〇五頁、一二二～一二三頁、一三八～一三九頁、一四七頁、など。なお同書、一五七頁、参照）が、検討を要する点が二、三あるように思われるため、この小論での引用は『鎌倉遺文』によることにした。また、石井氏は当該文書の文書名として「大隅国在庁等申状」（同書、一〇〇頁）もしくは「大隅国在庁官人連署申状」（同書、一三八頁）を用いられているが、河内祥輔氏の御教示によれば、差出書に名を連ねる十六名の内訳は「権介」十五名と「権大掾」一名で、いわゆる在庁は含まれてはおらず、十六名全員が在庁を指揮統括しうる官人である（義江彰夫氏『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』、東京大学出版会、一九七八年、四三～四八頁、も参照）。そこで、この小論では本文に示した文書名を採用することにした。

（51）前掲注（2）石井進氏著書、一〇〇頁、一三八～一三九頁、一四七頁。

ところで、この場合の「守護所」について、石井進氏は、建久年間の鎌倉幕府の九州支配体制と関連させながら、以下のように述べられている。

ここで九州諸国全般にわたって図田帳の注進を命じた鎌倉殿御教書を、各国国衙に施行したのが単なる大隅国のみの守護所ではなく、同時に九州諸国全体の守護所でもなければならぬことはあまりにも明白である。とするならば、それはまさしく鎮西守護所すなわち鎮西奉行所に他ならず、建久八年五月当時、九州諸国にはまだ各国別守護が補任されず、鎮西奉行の制度はなお存続していたものと結論せざるをえない。（同書、一〇〇頁）

文治年間以降の鎌倉幕府の九州支配体制については、遅くとも建久六年までは天野遠景が鎮西奉行の職にあったとする佐藤進一氏の所説（佐藤氏『鎌倉幕府訴訟制度の研究』、岩波書店、一九九三年〈同名書、畝傍書房、一九四三年、を補訂し、附録を加えて復刊〉、一六六頁）が定説となっているが、研究者の間で議論が分かれるのは、遠景の離任後の支配体制についてである（基本的な論点については、瀬野精一郎氏『鎮西御家人の研究』、吉川弘文館、一九七五年、二一～二九頁、を参照）。そうした中で石井氏は、右の如くに、鎮西奉行制度の存続を主張され、具体的には武藤資頼と中原親能とがその職にあった、と説かれたのである（前掲注（2）石井氏著書、一〇〇～一〇六頁）。

建久八年十二月三日前右大将家政所下文案を島津忠久の大隅・薩摩両国の守護補任状とみる通説的理解からすれば、この場合の「守護所」が大隅国の守護所であるはずがない。また、五月二十二日付の「守護所牒」が大隅国の官人らの許に到着するまで十日ほどの

日数を要しているから、この場合の「守護所」は大隅国外にあったとみるべきであろう（河内祥輔氏のご教示による）。石井氏の所説に難点があるとすれば、「守護所牒」が大隅国を指して「当国」と呼んでいる点であるが、官人らが引用に際して「大隅国」とあったものを書き換えた可能性もないわけではない。そこで、詳細な検討を要する問題であると思うが、当面は、石井氏の理解にしたがっておくことにする。

なお、建久八年六月日日向国図田帳写（前掲注（48））には、「殿」の敬称が計五回用いられている。記載順に挙げると、①宇佐宮領宮崎庄の「地頭前掃部殿」、②前斎院領平群庄の「地頭預所右馬助殿広時」、③島津庄寄郡の新名の「地頭掃部頭殿」、④島津庄寄郡の新納院の「地頭掃部頭殿」、⑤島津庄寄郡の宮頸の「地頭右兵衛殿忠久」、である。このうち、⑤は島津忠久を指すとみて間違いないように思うが、忠久は、島津庄一円庄で「前兵衛尉」と、また、その内訳の冒頭の北郷で「地頭忠久」、寄郡の伊富形の「地頭前右兵衛尉」などと、「殿」字を付されていないので、⑤の「地頭右兵衛殿忠久」の「殿」字は衍字か「尉」字の誤記である可能性が高い。また、②の「地頭預所右馬助殿広時」に相当する人物を現存する他の史料の中に見出すことは困難である。「殿」の敬称を根拠に東国出身の御家人と推定する説もある（五味克夫氏「日向の御家人について」〈『鹿児島大学法文学部紀要文学科論集』七、一九七一年〉、四八頁、五〇頁、『宮崎県史　通史編中世』、宮崎県、一九九八年、一五七頁、など）が、この図田帳は東国御家人の「宇都宮所衆信房」に「殿」の敬称を用いていないから、かかる推定に説得力があるとは思えない。結局のところ、「広時」なる人物に何故「殿」を付したのか、彼の実像を明らかにしえない以上、その理由は不明としかいいようがない。さて、残る①、③、④は、中原親能のことである。石井氏が説かれるように、図田帳の作成当時、中原親能が鎮西奉行の職にあり、かの大隅国官人等連署申状写にいう「守護所」が鎮西奉行所であったとすれば、図田帳の作成担当者が親能を敬って「殿」を付した可能性は十分にあろう。

(52) 平家滅亡から十年以上経った建久八年にかくの如き調査をおこなっていることからすると、鎌倉幕府の九州支配体制はこの段階に至ってようやくその基礎を固めはじめた、と評価せざるをえないように思う。

(53) この点に関して気になるのは、守護所牒が鎌倉殿御教書の指示を「急速之御下知」と理解していることである。形式的な常套句として用いているのであればとくに問題はないが、現実的な意味がそこに込められ、図田帳の作成を急ぐ特別な理由があるとすれば、個別具体的な目的のもとに図田帳が作成された可能性があるからである。

(54) 前掲注（11）参照。

(55) 史料Fに記載された人物の系譜やその所領・所職については、五味克夫氏「薩摩の御家人について――その数と系譜――」(『鹿大史学』六、一九五八年)、同氏「薩摩の御家人について(補遺)」(『鹿大史学』七、一九五九年)、を参照。

(56) 二十四名中、薩摩国図田帳でその実名を確認できるのは、cの鹿児島郡司(図田帳に「鹿児島郡公領　郡司前内舎人康友」と記載、以下同じ)、gの知覧郡司(「智覧院公領郡司　忠答(益カ)」)、mの莫祢郡司(「莫祢院延武　院司成光」)、nの山門郡司(「山門院光則　院司秀忠」)、oの給黎郡司(「給黎院　郡司小大夫兼保」)、rの小野太郎(「弥勒寺御領日置庄　同北郷内下司小野太郎家綱」)、sの市来郡司(「市来院　院司僧相印」)、tの満家郡司(「満家院　院司業平」)、wの伊集院郡司(「伊集院末永院司清景」)、の九名である。このうち、鎌倉時代初期の鹿児島郡司と満家郡司については、五味克夫氏「薩摩国御家人鹿児島郡司について」(『鹿児島大学文科報告』一一、史学篇八、一九六二年)、一～四頁、および同氏「薩摩国御家人比志島氏について」(『鹿大史学』八、一九六〇年)、三～四頁、を参照。

(57) 前掲注(56)参照。
なお、図田帳作成時の高城郡司が、図田帳に高城郡若吉三十六町の当知行者として記された「本郡司薬師丸」(武光高信)ではなく、建久九(一一九八)年三月に奉免状(建久九年三月日豊津友安奉免状〈『鎌倉遺文』九七四号〉)を認め高城郡内の田を新田宮に寄進した「□(高)城新郡司豊津友安」であると思われることについては、前掲注(46)五味氏論文、四三～四四頁、山口隼正氏「『国御家人』に関する一考察(下)――薩摩国高城郡高光氏を中心に――」(『九州史学』二八、一九六四年)、一頁、を参照。この豊津友安なる人物の実像は明らかにしがたいが、奉免状で「為聖朝外朝右大将家千葉御館御願成就、限永年、所令免奉如件」と述べているところから、御家人とみて間違いないように思う(「右大将家」に続けて「千葉御館」と記しているのは、千葉常胤が高城郡の地頭職であったからであろう)。

(58) 前掲注(31)拙稿、三～七頁。

(59) 鎌倉幕府は京都大番役を御家人役に昇華させようとする政策指向を有していたから、通称による表記もありうる。

(60) 「税所検校藤原篤用」については、五味克夫氏「大隅国御家人税所氏について」(『鹿大史学』九、一九六一年)、四九～五三頁、を参照。

(61) 「曾野郡司篤守」と「税所検校藤原篤用」とが兄弟であることについては、前掲注(60)五味氏論文、五三頁、を参照。

(62) 前掲注（35）五味氏論文、四五頁。
(63) 鎌倉幕府の追加法の条文番号は、佐藤進一氏・池内義資氏編『中世法制史料集　第一巻鎌倉幕府法』、岩波書店、一九五五年（本稿では、一九八七年発行の第一二刷を使用）、による。
(64) 建部（佐多）高清については、日隈正守氏「建部姓佐多氏系譜再考」（『鹿児島中世史研究会報』五一、一九九六年）、を参照。
(65) 『鎌倉遺文』六二三号。
(66) 五味克夫氏「大隅の御家人について（下）」（『日本歴史』一三一、一九五九年）、二六頁。
(67) 『鎌倉遺文』二八六号。
(68) 前掲注（66）に同じ。
(69) 年月日未詳建部清忠解状（『鎌倉遺文』五三三五号）所引。
なお、「建部清忠解状」と名付けられている当該文書については、江平望氏「祢寝文書建部清忠解状について」（江平氏『鹿児島県中世史料考証』、鹿児島中世史研究会、一九七六年、所収、初出は、一九七五年）、を参照。
(70) 前掲注（66）五味氏論文、二六頁、五味克夫氏「大隅国御家人菱刈・曽木氏について――曽木文書の紹介を中心に――」（『鹿児島大学史学科報告』一三、一九六四年）、一頁、一二～一三頁。
ちなみに、「菱刈文書」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　家わけ七』、鹿児島県、一九九八年、所収）に多数収められている菱刈氏の系図の多くが重妙と「三郎房相印」とを同一人物として表記している。一、三例を挙げると、藤原姓菱刈氏系図（「菱刈文書」一三号）では、重妙に「三郎坊　相印　進士判官」と注記が施され、菱刈家略系図（「菱刈文書」一五―2号）の冒頭には「知足院摂政関白大(マヽ)政大臣忠実公之三男宇治左大臣頼長公三代進士判官三郎坊相印重妙」とある。また、隈之城曽木半七差出系図写（「菱刈文書」八―15号）は重妙を「相隠重妙」と表記している。
(71) 史料Ⅰ中の「重信伯父高平去承安三年之比、構諸謀計、賜　大府宣、依欲令押領」なる文言から、建部清房・近清らによる高平・重妙殺害事件は承安三（一一七三）年以降に発生したことがわかる。
(72) 大隅国菱刈郡所領相伝系図写（「菱刈文書」一六―2号）。ただし、当該系図で「三郎房相印」の子として記載されているのは、重弘と重信ではなく、「重高」と「重実」の二人である。

(73) 五味克夫氏「大隅国御家人菱刈・曾木氏再説」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会『中世日本の諸相』下巻、吉川弘文館、一九八九年、所収)、一九二～一九四頁。

(74) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　家わけ一』、鹿児島県、一九八八年、所収。

(75) 日隈正守氏「大隅国建部氏系図考証(1)」(『鹿児島大学教育学部研究紀要』人文・社会科学編四八、一九九七年)、七～八頁　所載系図、同氏「大隅国建部氏系図考証(2)」(『鹿児島大学教育学部研究紀要』人文・社会科学編五一、二〇〇〇年)、三四～四四頁所載系図。

(76) 前掲注(75)日隈氏「大隅国建部氏系図考証(1)」、一〇頁。

(77) 一方、「菱刈文書」中の菱刈氏の系図には重妙を保元の乱の当事者の一人である藤原頼長の後裔として表記しているものが散見される(多くの場合、頼長の曾孫として表記)。かかる所伝に全幅の信頼を置くことができないことはもちろんであるが、そこになにがしかの歴史的事実が投影されているとすると、保元の乱以降の比較的新しい時期に大隅に土着した新興勢力たる点に菱刈氏の特質を見出すことができるかもしれない。であるとすれば、祢寝南俣をめぐる紛争は、大隅国の国衙在庁を中心とした伝統的な勢力と新興勢力との対立としてとらえられよう。さらにいえば、その一方の当事者である菱刈氏の背後には誕生したばかりの鎌倉幕府が存在しているのであり、そのことが事態の展開を複雑なものとしていることは間違いない。その意味で、当該問題は川合康氏『鎌倉幕府成立史の研究』、校倉書房、二〇〇四年、で川合氏が注視された十二世紀後半の地域社会における在地領主間の競合と鎌倉幕府の成立との相関関係を検討する際の一材料となりうるであろう。

(78) 五味克夫氏がおこなわれた大隅国図田帳諸写本の校合の結果をみると、「元建部清重所知」の「元」字がない写本もある(前掲注(47)五味氏論文、四八頁)。具体的にいえば、「元」字があるのは「桑幡本」(前掲注(47)参照)と「古事類苑本」であり、「元」字を欠くのが「玉里文庫本」と「史籍集覧本」(原本は大隅八幡宮社家隈元家に伝来した「隈元本」と推定される)である。「元」字の有無は、当該部分の解釈のみならず、本文の以下の考察にもかかわる問題ゆえ、簡単に私見を述べておくと、「元」字を欠いて単に「建部清重所知」と記されていたとすれば、図田帳は建部清重を祢寝南俣の郡本の当知行者として公式に認めたことになる。換言すれば、頼朝の下文がその正当性を保証する菱刈重信の知行権を公式に否定する、ということである。とすると、やはり「元」字はあったとみるべきであろう。幕府の命を承けて作成された図田帳において、かくの如くに幕府の判断を否定する表記がなされるとは考えがたいからである。ちなみに、五味氏によれば、「桑幡本」や「古事類苑本」は善本で、「史籍集覧本」には誤りが多いという(同論文、

四二頁）。

（79）『鎌倉遺文』一三六七号。ただし、文書名は前掲注（45）黒川氏著書による。また、引用に際し、後年付された朱注は省略した。

（80）建仁三年十月三日大隅国留守所下文案（『鎌倉遺文』一三八五号）。

（81）建仁三年十月三日大隅正八幡宮公文所下文（『鎌倉遺文』一三八六号）。

（82）承久三（一二二一）年三月二十三日祢寝清重譲状（『鎌倉遺文』二七三一号）。

（83）『鹿児島県の地名』（『日本歴史地名大系』第四七巻）、平凡社、一九九八年、「祢寝院」の項（七五八～七五九頁）、「祢寝院南俣」の項（七六五頁）、を参照。

念のため付言すれば、現存する史料による限り、建部清重やその後継者が祢寝院北俣に関与した形跡を確認することはできない。また、図田帳は祢寝院北俣の当知行者を記していない。

（84）前掲注（35）五味克夫氏論文、四三頁。

なお、前掲注（83）『鹿児島県の地名』、「祢寝院南俣」の項も「建久九年（一一九八）三月一二日の大隅国御家人注進状写（隼人桑幡文書）にみえる国方御家人の祢寝郡司（院司）は祢寝氏（建部氏）であった」とするが、とくに根拠は示されていない（同書、七六五頁）。

（85）五味克夫氏がおこなわれた校合の結果によれば、「桑幡本」と「玉里文庫本」の「祢寝郡司」の下部には「朽損」なる注記があるようである。かかる注記が施されていることからすると、それぞれの写本の作成者が依拠した古写本、もしくは原本の当該箇所には何らかの文字が記されていたことが予想される。その際の文字として誰しもが想定するのは、「祢寝郡司」の実名であろう。それが「朽損」じてしまった時期や「朽損」じた理由を特定することは現時点では不可能というよりほかはないが、以下の如くに推測することはできないだろうか。すなわち、本文に述べた如く、「祢寝郡司」は菱刈重信である。したがって「御家人交名」には「祢寝郡司重信」というように記載されていた。ところが、重信の死後、建部清重が「祢寝郡司」に復帰し（この点については、本文で既述）、以後、その地位は清重の後裔に世襲されることとなった。ところで、「御家人交名」の「祢寝郡司重信」なる記述は、重信の子孫が祢寝南俣の知行権を主張する際に有力な論拠として利用することが可能であろう。そこで、かかる事態が生ずることを危惧した者の手で、当該部分は人為的に「朽損」われたのではないか、と。

（86）前掲注（37）に同じ。

（87）参考までに建保年間の事例を紹介したい。以下に引用する史料は建保三（一二一五）年十月四日関東御教書案（『鎌倉遺文』二一八二号、なお引用に際し、『鎌倉遺文』の明らかな誤植と思われる箇所は、同書が典拠とした『薩藩旧記雑録前編』巻三で確認の上、訂正した）である。

逐仰、

若背先例、対捍輩出来者、可令注申交名給。

明年内裏大番事、自五月至于七月上旬（マヽ）十五日、以薩摩国御家人等可令勤仕之。兼又日向・大隅并壱岐嶋可寄合也。可令此旨下知給之状、依鎌倉殿仰、執達如件。

建保三年十月四日　　図書允清原（清定）在判

謹上　嶋津左衛門尉（忠久）殿

宛所の島津忠久は、本文で既に述べたように、建仁三年にそれまで保持していた大隅・薩摩・日向の三ヵ国の守護の職を解かれてしまうが、薩摩国の守護職は比較的早い時期に忠久に返付されたものと推測されており（前掲注（6）佐藤氏著書、二三八頁）、「以薩摩国御家人等可令勤仕之」という幕府の指示内容からみても、この時点における薩摩の守護が宛所の島津忠久であることは間違いない。このことに関連して興味を引かれるのは、「兼又日向・大隅并壱岐嶋可寄合也」なる文言である。「可」は将来起こりうる事態を推量する場合にも用いられるが、この文書の基調が忠久に対する職務命令であることからすると、ここでの「可」は忠久がなすべき義務であることを表現するために用いられたものと思われる。つまり、「兼又日向・大隅并壱岐嶋可寄合也」の具体的な意味は、「明年内裏大番」は「日向・大隅并壱岐嶋」の御家人も薩摩国の御家人に加えて勤仕させよ、ということなのであろう。

「兼又日向・大隅并壱岐嶋可寄合也」をかくの如くに解しうるとすると、その場合、島津忠久は如何なる立場で「寄合」わすことができたのか、ということが問題となろう。大番役の催促に関わることであるから、当然予想されるのは当該国の守護であるが、「日向・大隅并壱岐嶋」の守護について、佐藤進一氏は以下のように説明されている。まず日向国については忠久が守護の職を解かれた建仁三年九月以降弘安三（一二八〇）年に至るまで、また壱岐については鎌倉幕府初期以来文永十（一二七三）年に至るまで、それぞれ誰が守護であったか不明とされる（前掲注（6）佐藤氏著書、二三一頁、二四〇頁）。残る大隅については建仁三年以降北条義時が守

護である可能性を示唆されている（同書、二三四頁）が、その際論拠とされた史料は建保五（一二一七）年九月二十六日北条義時袖加判御教書（『鎌倉遺文』二三三六号）であり、建保三年当時の守護を北条義時と特定しうる積極的な根拠があるわけではない。ちなみに、佐藤氏は本文で紹介した建保三年十月四日関東御教書案に触れられてはいない。ことによると、『薩藩旧記雑録前編』という後世の編纂史料に収録された当該文書に十分な信を置くことができない、と判断されてのことなのかもしれない。となると、あらためて当該文書の史料批判をおこなう必要があるかと思うが、現時点では、今後の課題とせざるをえない。

(88) 前掲注（87）で紹介した建保三年十月四日関東御教書案を収める『薩藩旧記雑録前編』巻三はその直後に十一月二十一日付の「みやさとの八郎」宛島津忠久書状案（『鎌倉遺文』二一九二号）を収録している。以下はその前半部である。

明年の五月より七月の十五日ニいたるまて、たいりの大番、薩摩国御家人をもて、つとむへきよし、おほせくたさるゝところ也。いそきしやうらくして、明年の四月の廿日よりうちに、京とにてけんさんニいらるへき也。（後略）

右の引用部分から明らかなように、この書状は建保三年十月四日の関東御教書を承けたものであるが、ここでは、五月からはじまる大番役勤仕のための上洛の期限を四月二十日としている。

なお、宛先の「みやさとの八郎」は、本文で紹介した建久八年十二月二十四日内裏大番役支配注文（史料F）に記載された「宮里八郎」と同一人物と思われる。

(89) 五味克夫氏「鎌倉御家人の番役勤仕について」（黒川高明氏・北爪真佐夫氏編『論集日本歴史4鎌倉政権』、有精堂、一九七六年、所収、初出は、一九五四年）、一八二頁。

なお、五味氏によれば、前掲注（87）で紹介した建保三年十月四日関東御教書案が大番役の勤仕期間に関する史料の初見とされる（同論文、一八二頁）。念のため付言すれば、右の関東御教書には「自五月至于七月上旬十五日」とあるが、五味氏も指摘されるように、建保四（一二一六）年は六月と七月の間に閏六月が入るため、この時の勤仕期間は三ヵ月半となる。

(90) なお、五味克夫氏は、守護または御家人宛に幕府が大番役の催促状を発給する時期は「概ね勤仕期日半年乃至一年程以前」であることを指摘されている。前掲注（89）五味氏論文、一八〇頁。その際、五味氏が論拠とされた史料は以下の通りである。

①建保三年十月四日関東御教書案（勤仕期間は翌年の「自五月至于七月上旬十五日」、前掲注（89）参照）。

②正嘉三（一二五九、正元元）年二月二十日関東御教書（勤仕期間は「自明年正月一日至同六月晦日」、『鎌倉遺文』八三四九号）。

③弘長二（一二六二）年七月十日関東御教書案（勤仕期間は「自明年七月一日至同十二月晦日」、『鎌倉遺文』八八二八号）。
④文永五（一二六八）年二月二十六日関東御教書（勤仕期間は「自明年正月一日至同六月晦日」、『鎌倉遺文』九八六四号）。

以上のうち、①は時期がやや早く、これのみがほぼ半年前の発給で、勤仕期間も他より短い。これに対して、鎌倉時代中期の②、③、④はいずれも約一年前に発給されており、勤仕期間も六カ月と共通している。このことからみて、①と②の間に京都大番役に何らかの制度変更が加えられたことが予想されるが、それについて五味氏はとくに言及されていない。

(91) 例えば、高橋典幸氏「武家政権と戦争・軍役」（『歴史学研究』七五五、二〇〇一年）、五〇頁、を参照。
(92) 文治三年九月十三日関東御教書（前掲注（9）、全文は史料Cとして本文に掲出）。
(93) 前掲注（10）河内氏著書、二八一頁。